

南九州市男女共同参画審議会

日 時 令和5年10月25日（水）
13：30～
場 所 知覧庁舎本館2階委員会室

・・・・・・ 会 次 第 ・・・・・・・

1 開 会

2 市長あいさつ

3 男女共同参画を取り巻く状況

4 審議会の役割説明及び令和4年度南九州市男女共同参画経過報告

5 協 議

- (1) 南九州市男女共同参画基本計画二次評価について（令和4年度分）
- (2) その他

6 閉 会

南九州市男女共同参画審議会 名簿

任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

	第8期 (任期R4.4.1～R6.3.31)		氏名
1	有識者	教育委員	末原 貴子
2		民生委員・児童委員	霜出 静子
3		農業委員会	高江 京子
4		人権擁護委員	網屋 多加幸
5		県男女共同参画地域推進員	大隣 初美
6	団体の代表者	市女性団体連絡協議会	安山 久美子
7		商工会	伊地知 幸亮
8		国際交流協会	岩崎 泰依
9		地区公民館	森 重忠
10		事業所(介護福祉施設)	若松 一騎
11	住民	公 募	田之上 弘輔

アドバイザー

No.	所属	役職	氏名
1	オフィスピュア	男女共同参画政策アドバイザー	たもつ ゆかり

事務局

所属	役職	氏名
まちづくり推進課	課長	橋口 和久
まちづくり推進課 共生・協働推進係	係長	米満 正敏
まちづくり推進課 共生・協働推進係	主任主査	諏訪下 夏海

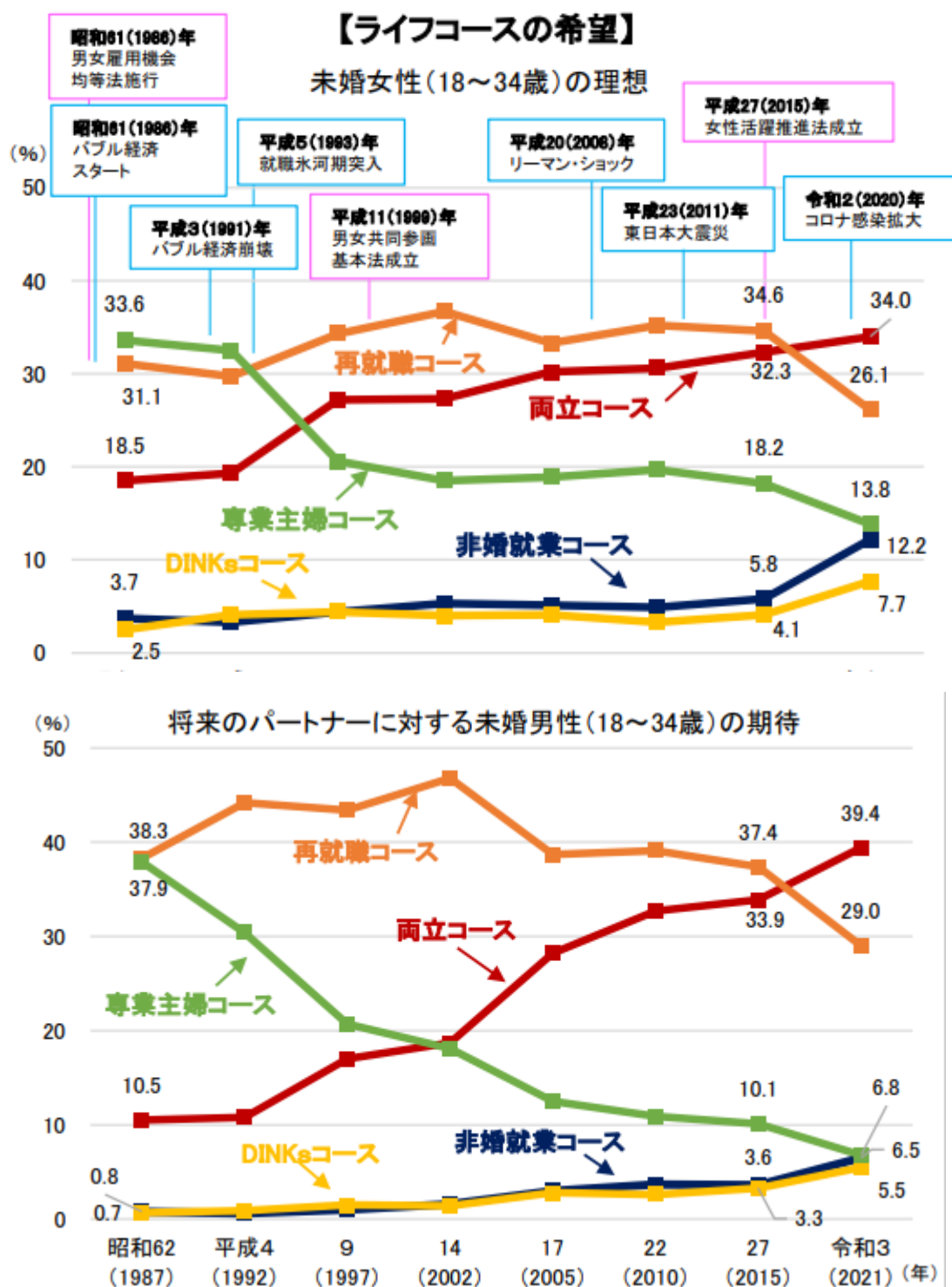
目 次

3	男女共同参画を取り巻く状況	P. 1
4	審議会の役割説明及び令和4年度南九州市男女共同参画経過報告	P. 7
5	協議 南九州市男女共同参画基本計画二次評価について（令和4年度分）	
	・南九州市男女共同参画基本計画体系	P. 9
	・評価概要	P. 10
	・令和3年度，令和4年度の評価点数比較（重点取り組みごと）	P. 11
	・令和3年度，令和4年度の評価点数比較（各視点ごと）	P. 12
	・指標の設定	P. 14
	・二次評価結果	P. 15
	【参考】関係例規	P. 41

3 男女共同参画を取り巻く状況

新たな生活様式・働き方を全ての人の活躍につなげるために
～職業観・家庭観が大きく変化する中、「令和モデル」の実現に向けて～

資料：令和5年版男女共同参画白書（内閣府発行）



男女ともに両立コース（仕事と家庭を両立）を希望する割合がトップ
非婚就業コースも右肩上がりで微増傾向

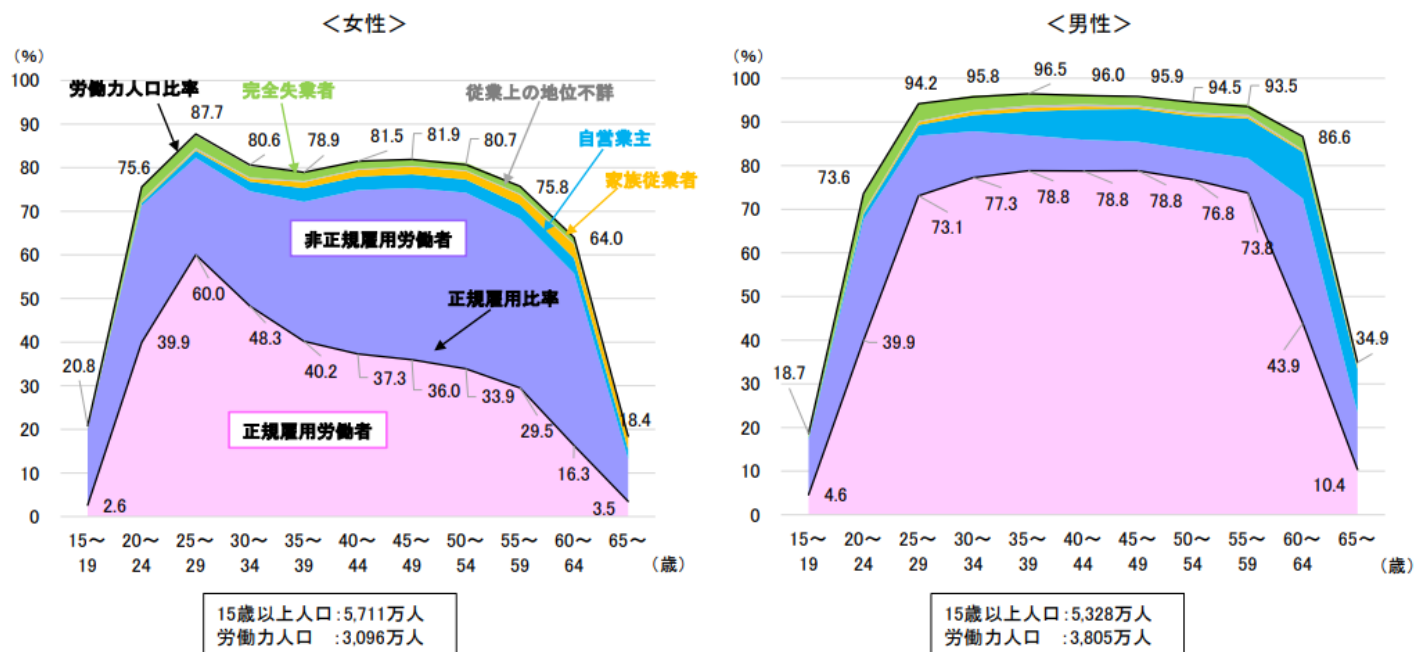
特 - 45表 生活の中の時間 増減希望

20-39歳・子供がいる		減らしたい計(%)	増やしたい計(%)
仕事時間	女性	23.2	28.6
	男性	34.1	16.6
家事・育児時間	女性	33.5	14.4
	男性	14.1	27.7
家族と遊んだりくつろいだりする時間	女性	5.0	44.1
	男性	6.0	42.2
自分のことに使う時間	女性	4.2	51.3
	男性	7.3	44.4

40-69歳・子供がいる		減らしたい計(%)	増やしたい計(%)
仕事時間	女性	12.7	22.5
	男性	25.7	10.2
家事・育児時間	女性	20.2	6.0
	男性	7.6	14.3
家族と遊んだりくつろいだりする時間	女性	2.1	25.2
	男性	3.4	30.7
自分のことに使う時間	女性	2.6	34.1
	男性	3.8	35.0

女性は家事・育児時間を減らしたい、男性は仕事時間を減らし、家事・育児時間を増やしたい
若い世代でその傾向が強い

特-14図 年齢階級別労働力人口比率の就業形態別内訳(男女別、令和4(2022)年)



女性の正規雇用比率は、25歳～29歳の60%をピークに低下し、L字カーブを描いている。→男女間の賃金格差の背景

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）」の取組事項

→女性の経済的自立

男女平等 日本125位

WEF調査 146カ国中、過去最低

【ジュネーブ共同】出口
 男「スイスのシンクタンク、世界経済フォーラム（WEF）は21日、各国の男女平等度を順位付けした「男女格差（ジェンダー・ギャップ）報告」を発表し、日本は調査対象の146カ国中125位だった。2019年12月公表版の121位を下回り、過去最低の順位。先進7カ国（G7）では79位のイタリアに大きく引き離され、東アジア・太平洋地域でも最下位だった。（3、9、22面に関連記事）

報告は政治、経済、教育、健康の4分野について、男女参画の平等達成度を指数化。日本は政治で138位と最低水準に沈み、経済でも123位にとどまった。両分野で女性の進出が実現していない深刻な状況が、

2023年	22年	
1位	1	アイスランド
2	3	ノルウェー
3	2	フィンランド
6	10	ドイツ
12	6	G7首位 ルワンダ
16	19	フィリピン アジア首位
43	27	米 国
57	94	ブラジル
105	99	韓 国
107	102	中 国
125	116	日 本 G7最下位
127	135	インド
131	127	サウジアラビア
146	146	アフガニスタン 全体最下位

男女格差報告の主な順位

全体順位を押し下げた。前回22年7月公表の報告では全体で116位だった。女性首相が依然誕生していないことや、議員・閣僚に占める女性の割合の少な

Q&A

男女格差報告

スイスのシンクタンク、世界経済フォーラム（WEF）が2006年に発表を始めた報告書。各国の政治、経済、教育、健康の4分野での男女平等度を評価して「ジェンダー・ギャップ（男女

格差）指数」を算出し、順位付けしている。対象国は今回は146カ国で、うち日本を含む102カ国が初回から継続して調査対象となってきた。北欧諸国が上位の常連でイスラム教諸国が下位に目立つ中、日本は近年、先進国としては異例の100～120位台で低迷を続けている。

全体では首位からアイスランド、ノルウェー、フィンランドの北欧諸国が例年通り上位を独占。東アジア・太平洋地域では4位のニュージーランドがトップで、続いてフィリピンが16

位につけた。G7では6位のドイツが最上位だった。日本は105位の韓国、107位の中国にも後れを取っている。

政治分野で日本より下位に位置するのは8カ国のかかると試算した。

報告は世界全体で男女平等が実現するには131年

LGBT法が成立

人権を尊重多数派配慮

LGBTなど性的少数者への理解増進法は16日の参院本会議で、自民、公明、立憲民主、共産

LGBT理解増進法のポイント

性的指向にかかわらず人権を尊重し、不当な差別はあってはならないとの基本理念を規定
性自認の表現は「性同一性」「ジェンダー」「デンティティ」に変更
性的指向の多様性に関する国民理解は十分でないとの現状認識
性的多数者に配慮し「全ての国民が安心して生活できる」と明記
政府に基本計画の策定や実施状況の毎年公表を義務付け

両党などは反対。性的指向にかかわらず人権を尊重し、不当な差別はあってはならないと基本理念を定めた。一方で「全ての国民が安心して生活できるように留意する」と多数派に配慮する条項を設けた。

(21面に関連記事)

解を増進し、多様性を受け入れる「寛容な社会の実現」を掲げた。政府には基本計画の策定や施策の実施状況の毎年公表を義務付けた。磯崎仁彦官房副長官は記者会見で「法の趣旨や国会での議論も踏まえながら適切に対応する」と述べた。

理解増進法案は与野党から計3案が国会提出された。与党は維新と国民の提案を全面的に受け入れ、修正案の共同提出で合意。2021年に与野党実務者間で合意した「性自認」の表現は「性同一性」とも訳される英語の「ジェンダーアイデンティティ」に改めた。ただ各地の自治体は「性自認」の用語を用いた差別禁止条例を制定しており、混乱を招きかねないとの指摘が出ている。

性的指向の多様性に関する国民理解が「必ずしも十分でない」との現状認識を明記した上で、多数派配慮の条項を新設した。

LGBT法連合会など当事者団体は16日の会見で「理解を進める取り組みが妨げられ、現状が後退する懸念がある」と抗議した。れいわ新選組と社民党も採決で反対した。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）（概要）

令和6年4月1日施行（一部の規定を除く）

< 1. 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化 >

（現行）保護命令とは、被害者からの申立てに基づき、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまといや住居等の付近のはいかい等の一定の行為を禁止する命令（下記）を発令する制度

- ・被害者への接近禁止命令（身辺へのつきまといや住居・勤務先等の付近のはいかいの禁止）
- ・同居する未成年の子／親族等への接近禁止命令
- ・被害者への電話等禁止命令（無言電話や緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信等の禁止）
- ・退去等命令（被害者と共に住む住居からの退去、住居付近のはいかいの禁止）

※口頭弁論又は相手配偶者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ発令できない原則を規定

① 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの

- 身体に対する暴力を受けた者、
「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者 } に加えて、
「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加

◆ 接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により**心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき**」に拡大
（現行は「更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」）

[10条1項～4項]

② 接近禁止命令等の期間を6か月間から**1年間**に伸長

[10条1項～4項]

注：子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令について、当該命令の要件を欠くに至った場合の
取消し制度（接近禁止命令の発令後6か月以降等）を創設

[17条3項～7項]

③ 電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の**連続した**文書の送付・**SNS等の送信**、 緊急時以外の**深夜早朝**（午後10時～午前6時）の**SNS等の送信**、**性的羞恥心を害する電磁的記録の送信**、**位置情報の無承諾取得**を追加

[10条2項]

④ 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件^{注1}を満たす場合について、 当該**子への電話等禁止命令**^{注2}を創設

注1：被害者への接近禁止命令の要件のほか、被害者が当該子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があること、15歳以上の子についてはその同意があること等

注2：対象行為は、監視の告知等、著しく粗野乱暴な言動、無言電話、緊急時以外の連続した電話・FAX・メール・SNS等送信、緊急時以外の深夜早朝の電話・FAX、汚物等の送付等、名誉を害する告知等、性的羞恥心を害する事項の告知等、位置情報の無承諾取得等

[10条3項]

⑤ 退去等命令の期間について、**住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月**（原則は2か月）とする特例を新設

[10条の2]

⑥ 保護命令違反の厳罰化

1年以下の懲役／100万円以下の罰金 → **2年以下の懲役／200万円以下の罰金**

[29条]

< 2. 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充 >

➤ 国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、

(1) 被害者の**自立支援のための施策**^注、

(2) 国・地方公共団体・民間の団体の**連携・協力** を必要的記載事項とする

注：「被害者の保護」に「被害者の自立を支援することを含む。」と規定することで対応

[2条の2・2条の3]

< 3. 協議会の法定化 >

➤ 関係機関等から構成される**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会**を法定化し、都道府県に協議会を組織する努力義務（市町村は「できる規定」）、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設

[5条の2～5条の4・新30条]

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議（自治体）

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

女性相談支援センター

（旧名：婦人相談所）

女性相談支援員

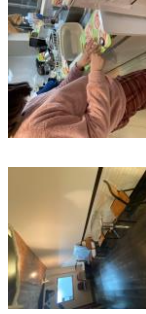
（旧名：婦人相談員）

女性自立支援施設

（旧名：婦人保護施設）

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則 （主な規定） 第1条 目的 第2条 定義 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分 （主な罰則） 第5条 勧誘等 第6条 周旋等 第11条 場所の提供 第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分 （主な規定） 第17条 補導処分 第18条 補導処分の期間 第22条 収容

廃止

第4章 保護更生 （主な規定） 第34条 婦人相談所 第35条 婦人相談員 第36条 婦人保護施設 第38条 都道府県及び市の支弁 第40条 国の負担及び補助

存続

4 令和4年度南九州市男女共同参画経過報告

1 悩み相談室

日時	種 類	内 容	場所等	参加人数
4月16日	相談機関	第1回悩み相談室	夢郷館2F	0 名
5月21日	相談機関	第2回悩み相談室	夢郷館2F	0 名
6月18日	相談機関	第3回悩み相談室	夢郷館2F	2 名
7月9日	相談機関	第4回悩み相談室	夢郷館2F	1 名
8月20日	相談機関	第5回悩み相談室	夢郷館2F	0 名
9月17日	相談機関	第6回悩み相談室	夢郷館2F	0 名
10月15日	相談機関	第7回悩み相談室	知覧庁舎本館1F	2 名
11月19日	相談機関	第8回悩み相談室	夢郷館2F	0 名
12月17日	相談機関	第9回悩み相談室	夢郷館2F	0 名
1月21日	相談機関	第10回悩み相談室	夢郷館2F	0 名
2月18日	相談機関	第11回悩み相談室	夢郷館2F	2 名
3月18日	相談機関	第12回悩み相談室	夢郷館2F	0 名
計				7 名

2 自分育ての出前講座・市民講座

日時	種 類	内 容	場所等	参加人数
6月17日	出前講座	違いを認め合うことの学び (講師:高崎恵さん)	松山小学校	69 名
8月19日	出前講座	LGBTQの理解と考え方・対応について (講師:正貴さん)	霜出小学校	16 名
10月18日	出前講座	私たちがつくる持続可能な世界とSDGsを 考えた南九州市の地域活動 (講師:まちづくり推進課職員)	穎娃中学校	92 名
10月20日	出前講座	自分の将来に関わる性について (講師:山崎 眞子さん)	川辺中学校	86 名
11月25日	出前講座	男女共同参画学びの広場 (講師:高崎恵さん)	宮脇小学校	112 名
11月25日	出前講座	子育てと仕事の両立 (講師:吉永亜矢さん)	霜出小学校	22 名
11月28日	出前講座	ワーク・ライフ・バランスを考える (講師:齋藤博集落支援員)	松山小学校	13 名
1月16日	出前講座	働き方改革 (講師:まちづくり推進課職員)	宮脇小学校	16 名
1月30日	出前講座	「子どもの人権」を中心に、職場を取り巻く ハラスメントとその対策について (講師:取違孝一さん)	霜出小学校	15 名

日時	種 類	内 容	場所等	参加人数
2月14日	出前講座	命の大切さと生きる力 (講師:川口塔子さん)	頤娃小学校	106 名
3月6日	出前講座	LGBTQの理解と考え方・対応について (講師:正貴さん)	青戸小学校	16 名
12月17日	市民講座	ウキウキ, ワクワク, ドキドキからはじまる「まちづくり」 (講師:集落支援員)	知覧文化会館	77名
計				563 名

3 会議等

日時	種 類	内 容	場所等	備考 (対象・人数等)
6月30日	庁内会議	DV被害者支援庁内連絡会議	川辺庁舎	委員10名 事務局1名
8月16日	研修	男女共同参画庁内推進員研修会	知覧庁舎	推進員31名 新採職員14名
10月6日	庁内会議	DV被害者支援庁内連絡会議	川辺庁舎	委員10名 事務局1名
10月11日	庁内会議	南九州市男女共同参画推進会議	知覧庁舎	委員14名 事務局4名
10月25日	会議	南九州市男女共同参画審議会	知覧庁舎	委員9名 事務局4名
12月19日	会議	南九州市DV対策連絡会議	知覧庁舎	委員16名 事務局2名

4 外部会議・研修等

日時	種 類	内 容	場所等	備考 (対象・人数等)
5月27日	研修	県・市町村男女共同参画行政担当者等研修会	鹿児島県庁	職員3名
5月29日	研修	県男女共同参画地域推進員連絡会議	鹿児島県庁	職員1名
6月4日	研修	鹿児島県男女共同参画基礎講座 第1回	県民交流センター	職員1名 市民2名
6月10日	研修	相談業務研修会	県民交流センター	職員1名
6月18日	研修	鹿児島県男女共同参画基礎講座 第2回	県民交流センター	職員1名 市民2名
6月25日	研修	鹿児島県男女共同参画基礎講座 第3回	県民交流センター	職員1名 市民1名
7月2日	研修	鹿児島県男女共同参画基礎講座 第4回	県民交流センター	職員1名 市民2名
10月13日	説明会	DV防止法見直し状況説明会	オンライン受講	職員1名
11月10日	研修	男女共同参画の視点を踏まえた災害対応担当者研修	県民交流センター	職員3名
1月18日	研修	DV相談員専門講座	県民交流センター	職員2名

5 その他啓発活動等

市民向け(広報紙, 市ホームページ等), 職員向け(グループウェア等)に啓発活動を実施

- ・男女共同参画週間事業
- ・鹿児島県男女共同参画週間事業
- ・女性に対する暴力をなくす運動週間(11月12日～25日)
- ・その他県及び他市町村実施の住民向け男女共同参画関連研修, 講座等の周知

5 協議 南九州市男女共同参画基本計画二次評価について（令和4年度分）

【南九州市男女共同参画基本体系】

基本目標

一人ひとりの人権が尊重され、『多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり』と『誰もが安心して暮らすことができる社会づくり』

第2次南九州市男女共同参画基本計画（P.12）から抜粋

重点的に取り組むこと

男女共同参画に関する意識の
かんよう涵養※を図る教育・学習の推進

※涵養：自然にしみこむように養成すること。無理のないようだんだんに養い作ること。

すべての人が安心して暮らせる男女共同参画の視点を踏まえた環境の整備

すべての人の生涯を通じた健康支援

男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画による地域コミュニティづくりの推進

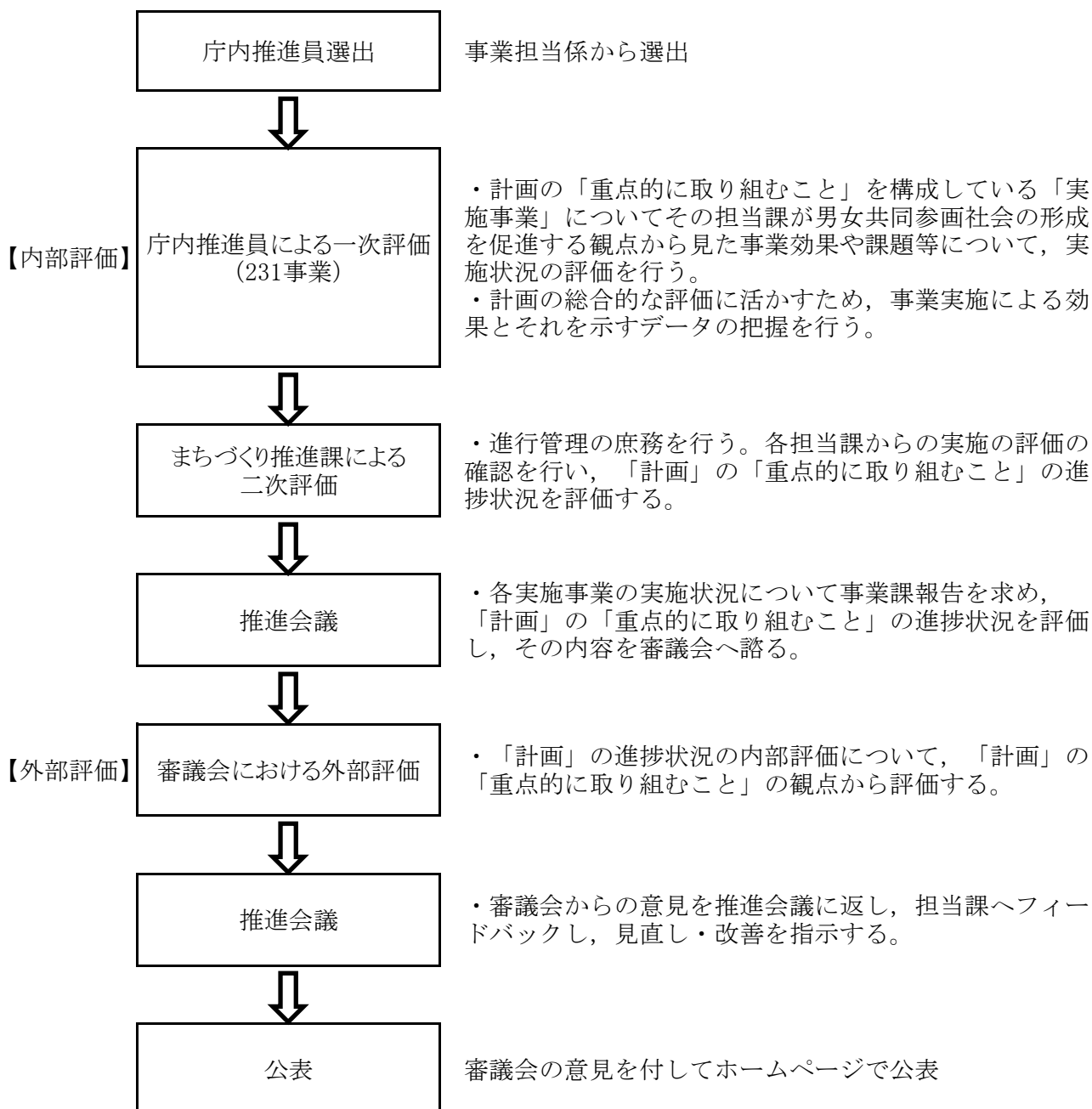
みんなで共同 みんなで活躍
みんなで作る 男女共同参画社会

評価概要

【目的】

この評価は、南九州市男女共同参画推進条例（平成19年12月制定）第11条に基づき、南九州市男女共同参画基本計画の施策の実施状況を明らかにするため、実施するものである。

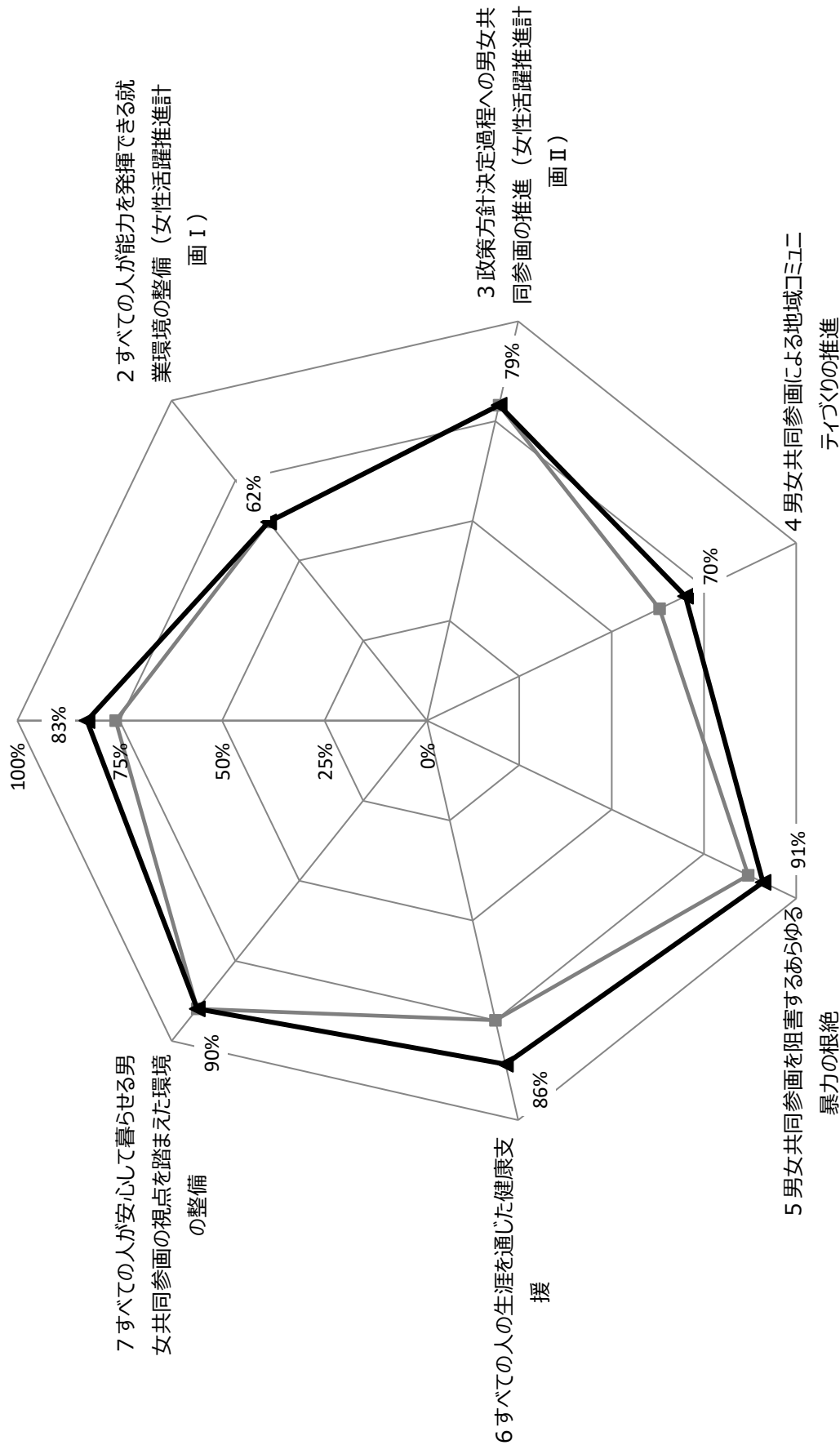
【評価の流れ】



令和3年度，令和4年度の評価点数比較（重点取り組みごと）

1 男女共同参画に関する意識の涵養を図る教育・学習の推進

—■— R3実施事業分 —▲— R4実施事業分

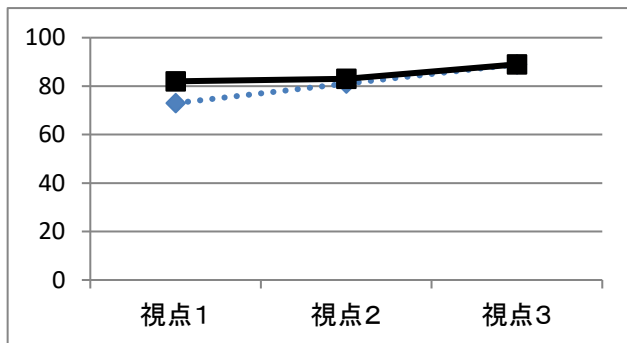


令和3年度，令和4年度の評価点数比較（各視点ごと）

◆ R3

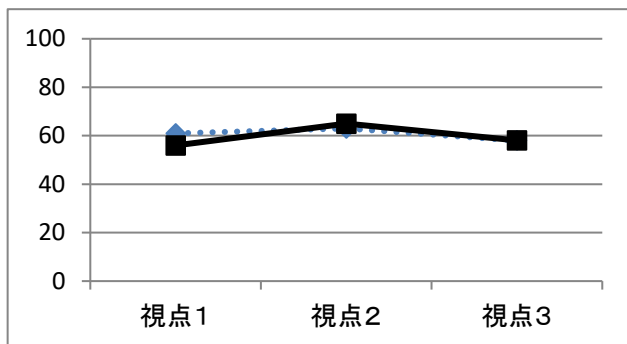
■ R4

重点的に取り組むこと1：男女共同参画に関する意識の涵養を図る教育・学習の推進



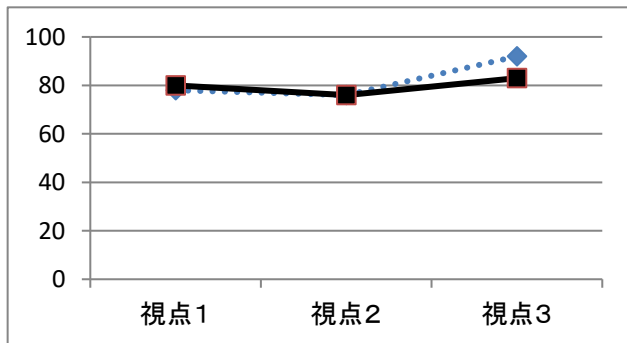
視点1	固定的性別役割分担意識の解消及び慣行の見直し
視点2	学校等における男女共同参画に関する教育の充実
視点3	性の多様性についての理解促進

重点的に取り組むこと2：すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備（女性活躍推進計画Ⅰ）



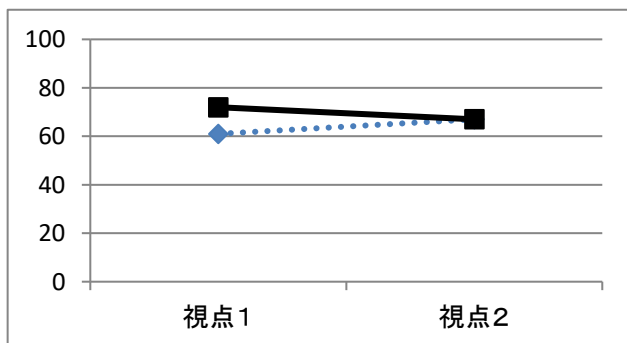
視点1	女性が能力を発揮できる就業環境の整備促進
視点2	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みの充実
視点3	女性の能力開発・チャレンジに向けた取り組みへの支援

重点的に取り組むこと3：政策方針決定過程への男女共同参画の推進（女性活躍推進計画Ⅱ）



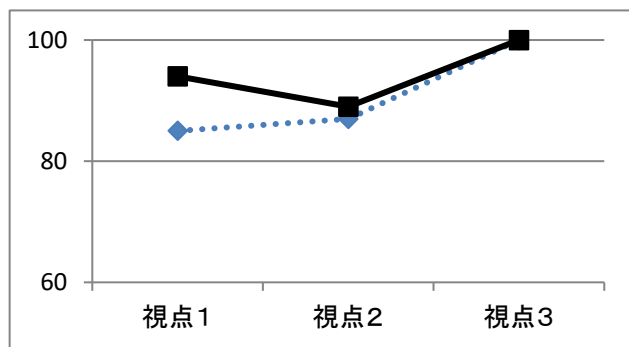
視点1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
視点2	農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大に向けた環境づくり
視点3	女性リーダー等の人材育成にかかわる支援

重点的に取り組むこと4：男女共同参画による地域コミュニティづくりの推進



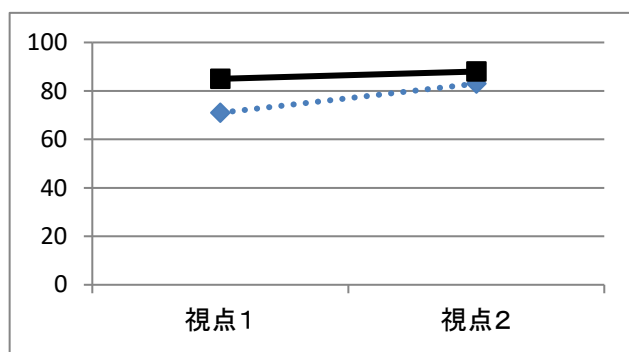
視点1	地域活動での男女共同参画の意識啓発
視点2	男女共同参画の視点を取り入れた防災活動の促進

重点的に取り組むこと5:男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶



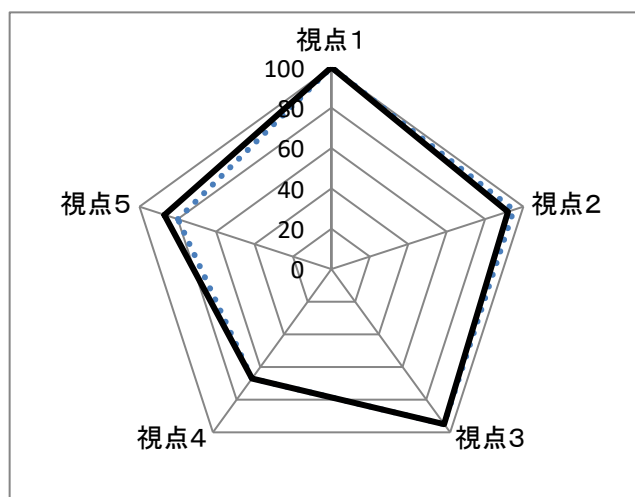
視点1	暴力を許さない社会の意識づくり
視点2	配偶者等からの暴力の防止と被害者を支援する基盤づくりの推進
視点3	性犯罪・ストーカー行為・ハラスメント等への対策及び被害者支援

重点的に取り組むこと6:すべての人の生涯を通じた健康支援



視点1	生涯を通じた男女の健康の包括的な支援
視点2	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の普及啓発

重点的に取り組むこと7:すべての人が安心して暮らせる男女共同参画の視点を踏まえた環境の整備



視点1	ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり
視点2	高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり
視点3	貧困等の生活上の困難に直面する若者等の自立に向けた支援
視点4	多文化共生社会の視点到った男女共同参画の推進（南九州市多文化共生推進プラン）
視点5	多様なライフスタイルに対応した子育てや介護支援の充実

★指標の設定

基本目標	重点目標	項 目	担当係	目標値 (R4)	実績 (R4)	目標値 (R5)	参考 (R3)
リ 『 一人ひとりの 個性や能力が 尊重され、 『多様な生き 方』が選択で き、誰もが 安心して暮ら すことができる 社会づく	1男女共同参画に関する意識の涵養を図る教育・学習の推進	講演・研修等の開催(回)	共生・協働推進係	6	12	9	7
		住民講座(回)		1	1	1	1
		出前講座(回)		5	11	8	6
		基礎講座受講者(人)		3	3	3	0
	2すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備(女性活躍推進計画Ⅰ)	男女の地位の平等感(家庭生活)	共生・協働推進係	-	-	-	-
		男女の地位の平等感(地域社会)		-	-	-	-
		男女の地位の平等感(働く場)		-	-	-	-
	3政策方針決定過程への男女共同参画の推進(女性活躍推進計画Ⅱ)	県男女共同参画地域推進員(人)	共生・協働推進係	3	2	3	3
		自治会長における女性自治会長が占める割合(%)		3	0.8	3	1.2
		※1 審議会などの女性登用率(%)		30.0	24.8	30.0	28.9
		認定農業者数(人)	農政係	736	718	736	736
		家族経営協定締結数(世帯)		263	243	263	261
		女性農業経営士の認定者数(人)		25	33	34	24
		市職員に占める女性管理職の割合(係長以上)(%)	総務人事係	20.0	10.9	20.0	9.6
		市議会議員に占める女性議員の割合(%)	議会事務局	-	15.0	-	15.0
		農業委員会における女性の委員の割合(%)	農業委員会	16.0	15.7	-	16.0
		小中学校における女性PTA会長の数(人)	社会教育係	3	2	3	0
		小中学校における女性PTA会長・副会長の割合(%)		40.0	37.0	40.0	34.0
	4男女共同参画による地域コミュニティづくりの推進	男性は仕事、女性は家を守るという考えに賛成(%)	共生・協働推進係	-	-	-	-
		みしんの差のある集落(%)		-	-	-	-
	5男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	DVIに関する講演・研修等の開催	共生・協働推進係	1	1	1	2
	6すべての人の生涯を通じた健康支援	胃がん検診受診率(%)	保健予防係	20.0	7.9	20.0	7.3
		肺がん検診受診率(%)		20.0	13.9	20.0	13.5
		大腸がん検診受診率(%)		20.0	16.5	20.0	15.6
		子宮がん検診受診率(%)		20.0	16.1	20.0	16.4
		乳がん検診受診率(%)		20.0	24.5	20.0	23.4
		※3 妊娠11週以内での妊娠の届出率(%)	健康推進係	100.0	95.5	100.0	95.6
	7すべての人が安心して暮らせる男女共同参画の視点を踏まえた環境の整備	※2 地域子育て支援センター事業(箇所)	子育て支援係	2	2	3	2
		※2 一時保育の充実(箇所)		15	15	15	14
		※2 放課後児童クラブの充実(箇所)		19	19	19	19
		※2 延長保育を実施する保育所数(箇所)		19	19	19	19
		ファミリーサポートセンターの設置数(箇所)		1	1	1	1
		※1 シルバー人材センターの登録者数(人)	高齢者福祉係	390	358	390	364
		ワーク・ライフ・バランスの満足度(%)	共生・協働推進係	-	-	-	-
		男性の育児休業取得率(%)	総務人事係	80.0	71.4	80.0	100.0

※1 市総合計画等

※3 すこやか親子21(国の指標)

※2 子ども子育て支援計画

■南九州市男女共同参画基本計画 二次評価結果（令和4年度分）

1 男女共同参画に関する意識の涵養を図る教育・学習の推進			119 / 144	83%
評価視点 1	固定的性別役割分担意識の解消及び慣行の見直し		81 / 99	82%
評価項目 1	広く市民を対象とする男女共同参画に関する普及啓発や学習機会の提供		23 / 30	77%
小中学校などの教育機関に講座の案内やチラシ配布を行ったほか、広く市民が参加する公民館講座の開催にあたって、固定的な性別役割分担意識解消についての説明を行った。				
男女共同参画市民講座では、市民に身近な「地域づくり」をテーマに取り上げ、魅力ある地域づくりには男女共同参画の視点が欠かせないことについて周知啓発を行うことができた。				
また、子育て世代の方が講座等に参加しやすいよう、まちづくり推進課で託児所用保育士賃金の予算を確保し、全庁的な利用促進を図った。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
1	男女共同参画に関する研修会の実施	南九州市住民講座の開催	まちづくり推進課	
2	地域単位の男女共同参画講座の実施	南九州市出前講座の開催	まちづくり推進課	
3	男女共同参画社会についての情報提供の充実	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課	
4	男女共同参画に関する図書等の整備・充実	男女共同参画コーナーの充実	社会教育課	
5	男女共同参画に関する視聴覚教材等の整備	視聴覚ライブラリーにおける資料の整備・充実	社会教育課	
6	男女共同参画の意識啓発	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課	
6	男女共同参画の意識啓発	公民館講座での情報提供	まちづくり推進課	
7	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	公民館講座での情報提供	まちづくり推進課	
7	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	家庭教育学級の開催	社会教育課	
8	パブリックコメント制度	みんなのまちづくり条例【関係各課】	関係各課	
評価項目 2	男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の充実		13 / 15	87%
人権擁護委員による家庭教育学級・高齢者学級・人権教室・無料人権相談を実施し啓発を図った。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
9	家庭教育における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進	人権教室開設、常設無料人権相談及び特設無料人権相談等の周知（知覧人権擁護委員協議会）	市民生活課	
9	家庭教育における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進	指導者研修会の実施・諸研修会への参加促進	社会教育課	
10	地域における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進	出前講座等の実施	まちづくり推進課	
11	職域における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進	商工会等への啓発	商工観光課	
11	職域における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進	人権研修の実施（総務課）	まちづくり推進課	

評価項目 3	地域における男女共同参画の推進を担う人材育成と活用		17 / 21	81%
コロナ禍ではあったが、WEB会議の活用などを行い、人材育成に務めることができた。				
鹿児島県主催の男女共同参画基礎講座の周知を行い、市民の方に受講していただくことができた。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
12	有志指導者研修	指導者研修会の実施・研修会への参加促進	保健体育課	
13	人権擁護委員への研修	県連男女共同参画社会推進委員会、各種研修会・講演会参加（知覧人権擁護委員協議会）	市民生活課	
14	地域推進員の育成	県主催基礎講座へ旅費支援、連絡会議の開催	まちづくり推進課	
15	人材リストの整備	人材リストについて調査	まちづくり推進課	
17	法教育の充実	「女性に対する暴力をなくす運動」の広報紙・HPによる周知	まちづくり推進課	
17	法教育の充実	人権教室の開催（知覧人権擁護委員協議会）	市民生活課	
18	県地域推進員との連携	県地域推進員との連携	まちづくり推進課	
評価項目 4	生涯学習による男女共同参画に関する学習の推進		3 / 3	100%
各公民館、高齢者学級、女性団体等において、男女共同参画についての理解を深めることに配慮した学習会等を実施した。				
多様な人への参加を促進するため、休日・夜間開催や子育て・障がいの特性への対応等についても、参加しやすさに配慮した。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
19	男女共同参画の視点に立った生涯学習・社会教育の充実	公民館講座及び高齢者学級での情報提供	まちづくり推進課	
評価項目 5	各種相談を担う人への男女共同参画についての学習機会の提供及び情報提供並びに啓発の取り組み		8 / 9	89%
人権研修やDVに関する研修に参加し、男女共同参画の視点による相談業務への理解を深めた。				
SSW活用事業研修会（年2回）への参加や、月1回のケース会議における情報交換の場を設定し、各機関から配布される男女共同参画意識向上のための資料等を紹介した。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
20	各種相談員への意識啓発	研修会参加、自主学習会	福祉課	
20	各種相談員への意識啓発	SSW等ケース会議	学校教育課	
21	学校等の各種相談員への男女共同参画社会についての研修の提供	教育相談員、SSWへの指導	学校教育課	
評価項目 6	市職員研修の実施		17 / 21	81%
全職員を対象に人権啓発研修を行い。男女共同参画の根本である人権意識の慣用に努めた。				
まちづくり推進課で例年実施している男女共同参画庁内推進員と新規採用職員に対しての研修を実施し、各施策において男女共同参画の視点を持つことの大切さ等を再確認した。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
22	市職員研修の実施	職員研修の実施、他機関等が実施する各種研修への参加促進	総務課	
23	各種会議等の開催日時、場所、託児等の配慮	住民講座の開催、託児所の開設【関係各課】	関係各課	
24	職場内慣行見直しのための啓発の推進	課長会議等での啓発活動	総務課	
24	職場内慣行見直しのための啓発の推進	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課	
25	市職員への研修	各種研修の実施	総務課	
25	市職員への研修	職員研修	まちづくり推進課	
26	各分野のスペシャリストの育成	各種研修の案内、受講斡旋	総務課	

評価視点 2	学校等における男女共同参画に関する教育の充実	30 / 36	83%
評価項目 7	学校教育における男女共同参画を推進する取り組みの充実	12 / 12	100%
管理職研修会等において、学校で行われる学習や家庭教育学級等の講座等が条例の基本理念を踏まえて行われるよう適宜指導することで、各学校における人権教育の推進が図られた。 また、性別にとらわれない役割分担意識の向上を目指し、学校において、常に人権教育を基本とした授業や講演会の実施が行われるよう指導したとともに、市人権教育研修会を実施し、教職員の人権意識の高揚も図られた。 学校からは、児童生徒のみではなく、教職員・保護者を対象とした出前講座の申し込みがあり、学習機会の選択肢として定着しつつある。(11回開催)			
No.	実施項目	対象事業	担当課
27	男女共同参画の視点に立った授業等の取組	各教科等の授業・管理職研修会(年4回)(各教科の授業等が条例の基本理念を踏まえて行われるよう指導)	学校教育課
28	男女共同参画の視点に立った学校運営の見直し	管理職研修会(年4回)による指導、校内人権週間の実施	学校教育課
29	学校、幼稚園における人権教育・男女平等教育の推進	出前講座等の開催	まちづくり推進課
29	学校、幼稚園における人権教育・男女平等教育の推進	管理職研修・教職員研修等の機会を捉えた学習・情報提供、南九州市人権教育研修会、人権教育の校内研修の実施、人権啓発強調月間の推進	学校教育課
評価項目 8	多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の提供	3 / 3	100%
男女共同参画の視点に立った進学指導や職場体験学習をはじめとするキャリア教育の充実が図られるよう、管理職研修会等において指導した。			
No.	実施項目	対象事業	担当課
30	個性重視の進路指導の充実	管理職研修会(年4回)による指導、適正な進路指導の充実の指導	学校教育課
評価項目 9	学校教育関係者への男女共同参画についての学習機会の提供及び情報提供	8 / 12	67%
学校教育現場では、男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるために、年3回の校内研修が行われるよう指導したほか、南九州市人権教育研修会をオンラインで開催し、市内全小中学校の教職員が受講することができた。 また、管理職研修会では、各教科の授業等が条例の基本理念を踏まえて行われるよう適宜指導するとともに男女混合名簿の導入を進めた。 社会教育現場では、県・地区で開催される男女共同参画・人権に関する研修の紹介・参加の広報を行った。			
No.	実施項目	対象事業	担当課
31	教職員、幼稚園教諭、保育士等への研修	研修会参加、自主学習会	福祉課
31	教職員、幼稚園教諭、保育士等への研修	管理職研修・教職員研修等の機会を捉えた学習・情報提供、南九州市人権教育研修会での男女共同参画の理解の浸透を図る啓発	学校教育課
32	幼児教育・学校教育における人権教育への男女共同参画の視点の導入	管理職研修会(年4回)による指導、南九州市人権教育研修会での男女共同参画の理解の浸透を図る啓発、人権教育の校内研修の実施、人権啓発強調月間の推進	学校教育課
33	社会教育・学校教育担当職員への研修	研修会参加、自主学習会	社会教育課
評価項目 10	子どもの頃からの男女共同参画の理解を深めるための地域が一体となった取り組み	7 / 9	78%
保育所等関係者に男女共同参画に関する研修や情報などについて情報提供を行った。 管理職研修会では各研修会への保護者の参加や各学校の家庭教育学級等での開催を進めるよう等指導した。 家庭教育学級では、全教室において人権に関連する講座を実施した。しかし、男女共同参画を主たるテーマとする学習を行うまでには至っていない。			
No.	実施項目	対象事業	担当課
34	保護者会・PTA等への意識啓発	研修会参加、自主学習会、教諭・保育士へ市・県等が実施する男女共同参画に関する講座等への参加促進を図る働きかけ	福祉課
34	保護者会・PTA等への意識啓発	「なくそう差別築こう明るい社会」等の資料の活用	学校教育課

34	保護者会・PTA等への意識啓発	指導者研修会の実施・諸研修会への参加促進	社会教育課	
評価視点3		性の多様性についての理解促進	8 / 9	89%
評価項目11		性的少数者（LGBTQ）への偏見と差別の解消に向けた、正しい理解の促進	8 / 9	89%
全職員を対象とした人権啓発研修会の中で、LGBTQへの正しい理解の促進に努めている。延べ4回の研修会に計445人が参加した。 また、学校からもLGBTの出前講座の申し込みがあり周知啓発ができた。（2回開催） 管理職研修会において、性的少数者に対する必要な配慮や不適切な対応がないよう指導した。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
35	市職員研修の実施及び相談窓口の設置	市職員の研修・他機関等が実施する研修等への参加促進、相談窓口の設置	総務課	
36	市民や教育現場への意識啓発	出前講座・関係情報発信	まちづくり推進課	
37	相談体制の整備	管理職研修会（年4回）による指導、校内研修会の実施	学校教育課	

★今後の方向性・検討事項

固定的性別役割分担意識は、一人ひとりが無意識のうちに内面化しており、その解消に向けて、広報や市民向け研修会において、市民にわかりやすい身近なテーマを例にとりながら地道な啓発活動を継続する必要がある。

男女共同参画を推進する関連法案（LGBT法、DV防止法、困難女性支援法など）の成立・改正が続いており、法制度についても周知を行う必要がある。

【取組内容】

- ・SDGsや多様性などへの関心が高まりつつあり、参加者にとって身近な例を取り入れながら学習機会を提供するとともに、SDGs、多様性、ジェンダー平等・男女共同参画の関係について理解が図られるよう学習内容・開催方法（夜間休日開催、オンライン活用等）を工夫し、研修・広報等を活用した周知啓発に努める。
- ・男女共同参画を推進・補完する関連法案の周知啓発に努める。

2すべての人が能力を発揮できる就業環境の整備 (女性活躍推進計画Ⅰ)			48 / 78	62%
評価視点 1	女性が能力を発揮できる就業環境の整備促進		10 / 18	56%
評価項目12	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保及び非正規雇用労働者の 雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の周知・啓発		2 / 6	33%
県や国からの制度や研修案内等については情報提供ができたが、市独自分の情報発信ができなかった。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
38	ポジティブ・アクションに関する 情報提供	広報紙・HPによる広報	商工観光課	
38	ポジティブ・アクションに関する 情報提供	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課	
評価項目13	メンタルヘルス等の健康確保やハラスメント等の防止に向けた啓発		3 / 6	50%
労働に関する様々なハラスメント等の防止に向けた情報をHPや広報紙に掲載しているが、市民向けの研修や講座の開催ができなかった。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
39	事業所への意識啓発	事業所への情報提供	商工観光課	
40	市民や職場等への意識啓発	出前講座、関係情報発信	まちづくり 推進課	
評価項目14	商工業等の自営業の分野における就業環境の整備及び 女性従業者の経営への参画を促進する啓発		5 / 6	83%
商工会等と連携し、県主催の就労に関する各種説明会等の情報を共有したほか、県が実施する就労相談会のチラシ設置やHPへの掲載を行い、本市主催分は広報紙で周知した。 また、女性従業者については農業経営参画状況や起業実態調査等を行い、実態把握に努めた。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
41	女性従業者の経営参画の促進	商工会等と連携した啓発活動	商工観光課	
41	女性従業者の経営参画の促進	就農者への啓発	農政課	
評価視点 2	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みの充実		31 / 48	65%
評価項目15	仕事と生活の調和に関する理解の浸透を図る啓発と 長時間労働の是正等、働き方改革の促進		13 / 24	54%
各課においては、ホームページや広報での周知、リーフレット設置等を行い、ワークライフバランスや就労関係等の広報啓発が行われているが、ワーク・ライフ・バランスに関連する助成金制度について具体的な情報提供はできなかった。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
42	ワーク・ライフ・バランスについ での広報・啓発	広報紙・HPによる広報	商工観光課	
42	ワーク・ライフ・バランスについ での広報・啓発	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課	
43	仕事と家庭を考える月間のPR	特集記事での周知	まちづくり 推進課	
44	両立支援に関する各種助成金の情 報提供	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課	
45	事業所等における先例事例の紹介	関係機関との連携	まちづくり 推進課	
46	建設工事入札参加資格の評価制度 による両立支援の取組みの促進	建設業者への啓発	財政課	
47	雇用の分野の法律や制度に関する 情報提供	広報紙・HPによる広報	商工観光課	
47	雇用の分野の法律や制度に関する 情報提供	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課	

評価項目16	仕事と生活の調和を図る多様なニーズに対応した保育・介護サービスの提供の促進	9 / 9	100%
介護家族や地域住民など誰でも参加できる交流の場である認知症カフェを各地域で12回行い335人の参加があった。コロナ禍ではあったが、電話等を活用し継続参加を促した。 総合相談については841件の相談があり、ケースに応じて病院や介護保険事業所、民生委員など、多様な相談機関との連携や、協働による対応を随時行い情報共有を図った。			
No.	実施項目	対象事業	担当課
48	家族介護者のつらい事業	認知症カフェ	長寿介護課
49	介護に関する相談の実施	総合相談窓口として相談に対応	長寿介護課
50	仕事と生活の調和を図るための保育分野でのサービスの従充実	保護者からの相談対応	福祉課
評価項目17	男性の子育てへの参画の促進及び育児休業、介護休業、休暇の取得の促進に向けた啓発	9 / 15	60%
庁舎内の職員に対しては、総務課から特定事業主行動計画に基づいて利用促進等の案内・調査等は行われているが市民向けへの情報発信はされていない。 職員の相談については、個別対応も行い、不明な点については、事例集等を参考にして適切と思われる回答をし、法令改正等の場合は、グループウェア等を活用して周知する体制が取れている。 休暇等の利用状況については、統計を取っており、南九州市特定事業主行動計画を策定する際には実態を反映した計画を策定している。			
No.	実施項目	対象事業	担当課
51	休暇制度の利用促進	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課
52	休暇・給付制度の周知及び活用推進	職員からの相談対応	総務課
52	休暇・給付制度の周知及び活用推進	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課
53	男性の育児休業取得の推進	職員への周知、相談対応	総務課
53	男性の育児休業取得の推進	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課
評価視点3	女性の能力開発・チャレンジに向けた取り組みへの支援	7 / 12	58%
評価項目18	女性の能力発揮・開発や再就職及び新規就業に関する支援	4 / 9	44%
まちづくり推進課では女性の再就職支援に関する情報発信はできなかったが、福祉課ではHP上で制度を公表し、保育士の有資格者の登録を受け付けている。 職員が産前産後休業、育児休業を取得する際には、代替職員補充や係内での業務分担の見直しを求め、みんなで支え合う職場づくりに努めた。 また、職員が復職の際には円滑に職場に復帰できるよう、職員個人や主管課からの相談対応や助言等を行った。			
No.	実施項目	対象事業	担当課
54	女性活躍の情報発信	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課
55	職員の育児休業終了時の復職支援	職員からの相談対応	総務課
56	保育士等の就職支援	HPによる広報	福祉課
評価項目19	「南九州市地方創生総合戦略」における「女性活躍推進」に係る取り組みの推進	3 / 3	100%
総合戦略中に、女性活躍を推進する事業を盛り込むことができた。			
No.	実施項目	対象事業	担当課
57	「南九州市地方創生総合戦略」における「女性活躍推進」に係る取り組みの推進	関係各課への働きかけ	企画課

★今後の方向性・検討事項

ワーク・ライフ・バランスは、経済成長、働きがい、自分らしい生き方など、様々な面において重要な取組であり、継続的な啓発が必要である。

また、女性をはじめ全ての個人の能力発揮に影響を及ぼす各種ハラスメントについても、男女雇用機会均等法、ハラスメント防止法の周知等積極的な啓発を行い防止に努める。

【取組内容】

- ・事業者への女性活躍等の意識付けのための啓発推進
- ・ハラスメント防止を含めた働き方改革に関する各種法制度に関する情報提供等啓発推進

3 政策方針決定過程への男女共同参画の推進 (女性活躍推進計画Ⅱ)			97 / 123	79%
評価視点 1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大		53 / 66	80%
評価項目20	市における施策の立案・事業の実施に当たって 「男女共同参画の視点」の浸透を図る取組の推進		6 / 6	100%
市民の行政への参画を促進するため、行政情報を積極的に公表する情報公開制度における情報開示が21件あった。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
59	情報公開制度	情報開示	総務課	
60	国・県・近隣自治体・関係機関との連携	関係機関との連携	まちづくり 推進課	
評価項目21	雇用の分野における女性の参画拡大を図る取組の促進		5 / 9	56%
企画課においては特別目立った活動ができなかったが、商工観光課においては商工会等と連携し、県が主催する就労に関する各種説明会や相談会開催の情報を共有した。また、県が実施する就労相談会のチラシ設置やHPへの掲載を行い、特に本市で主催されるものについては広報紙での情報提供を行った。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
61	先進事例の情報収集・提供	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課	
62	調査研究、情報収集・提供	広報紙・HPによる広報	まちづくり 推進課	
41	女性従業者の経営参画の促進（再掲）	商工会等と連携した啓発活動	商工観光課	
評価項目22	市における女性職員の登用推進		7 / 9	78%
婚姻等による姓の変更に関わらず働きやすい環境を確立するため、旧姓使用については取扱規程を制定済で例規集にも掲載され周知している。				
職員配置については固定的性別役割分担意識を排除した適材適所の人事制度を運用している。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
63	政策形成研修	各種研修の案内、受講斡旋	総務課	
64	旧姓使用要綱の整備の検討	要綱の周知	総務課	
65	職域・職種・職階における性別による偏りの配慮	人事異動希望調査及び研修派遣希望調査の実施	総務課	
評価項目23	市の審議会委員等への女性の登用を進める取組の促進		6 / 6	100%
各審議会等の女性登用状況を内閣府からの調査で点検した。また、南九州市女性委員登用指針に基づき、審議会等の女性登用選任に関するチェック体制等が図られた。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
66	審議会等における女性の登用促進	各審議会で促進【関係各課】	関係各課	
67	審議会等委員の公募制の導入	各事業で導入【関係各課】	関係各課	
評価項目24	農林水産業や商工業分野における女性の参画拡大を図る取組の促進		9 / 12	75%
認定農家の会において、家族経営協定締結の広報活動を行っている。また、農業女性を対象とした若手女性農業者研修は中止となったが、商工観光課、農政課の主催する研修においては参加しやすい日程等の工夫をおこなっている。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
68	農林水産業・商工自営業等に従事する女性の労働が適正に評価され誰もが安全で快適に働くための学習機会の提供	広報紙・HPによる広報	商工観光課	

68	農林水産業・商工自営業等に従事する女性の労働が適正に評価され誰もが安全で快適に働くための学習機会の提供	広報紙・HP等による広報	農政課	
69	研修会・会議等の開催	研修案内	商工観光課	
69	研修会・会議等の開催	研修案内	農政課	
評価項目25	地域活動、各種団体・組織等における女性の参画を進める取組の促進		20 / 24	83%
女性リーダー養成のため、一般向けに研修案内をしたがコロナ禍の影響により参加をいただけなかった。				
各種委員の委嘱について、女性の割合が高まるように選出の仕方を工夫してもらうよう各種団体へ依頼した。				
各審議会等の女性登用について、男女共同参画推進会議で報告し、管理職への意識付けを行った。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
70	女性リーダーの養成	県主催のリーダー研修案内【関係各課】	関係各課	
71	各種団体への支援	出前講座等の案内	まちづくり推進課	
71	各種団体への支援	認定農業者への研修等の案内・発送	農政課	
71	各種団体への支援	女性団体連絡会	社会教育課	
72	女性役員等の登用	女性登用率の調査【関係各課】	関係各課	
73	各種団体への女性登用の働きかけ	出前講座【関係各課】	関係各課	
74	学校教育・社会教育の場における役職・役員への女性の登用の促進	管理職研修会による指導	学校教育課	
74	学校教育・社会教育の場における役職・役員への女性の登用の促進	各種役員等の構成の配慮	社会教育課	
評価視点2	農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大に向けた環境づくり		34 / 45	76%
評価項目26	経営への女性の参画を促進する就業環境整備の促進と人材育成		5 / 9	56%
農業委員会だよりにおいて家族経営協定の周知・啓発予定だったが、掲載できなかった。その他の機会を活用し、広報活動に努めている。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
75	家族経営協定の締結促進及び啓発等	研修会の開催	農政課	
75	家族経営協定の締結促進及び啓発等	農業委員会だよりによる広報	農業委員会事務局	
41	女性従業者の経営参画の促進（再掲）	商工会等と連携した啓発活動	商工観光課	
評価項目27	男女共同参画の視点を踏まえた家族経営協定の普及と締結の促進		5 / 9	56%
有給休暇取得による仕事と生活の調和を促すリーフレット（厚労省提供）をホームページに掲載し、事業者・雇用者への情報提供を行った。				
家族経営協定についても2組の協定締結があった。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
76	農林水産業や商工業に従事する人のワーク・ライフ・バランスを支える制度の推進	広報紙・HPによる広報	商工観光課	
76	農林水産業に従事する人のワーク・ライフ・バランスを支える制度の推進	家族経営協定の研修を開催	農政課	

76	農林水産業や商工業に従事する人のワーク・ライフ・バランスを支える制度の推進	農業委員会だよりによる広報	農業委員会事務局	
評価項目28	農林水産業の女性による起業・コミュニティ・ビジネス等の支援		6 / 6	100%
就農希望者についての情報提供や研修等については、研修の開催や新規就農者の巡回訪問等を行うなど充実していた。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
77	農林水産業への新規就業希望者への情報提供	研修会の案内、就農状況の巡回、新規就農者への研修会開催	農政課	
77	農林水産業への新規就業希望者への情報提供	農業委員会だよりによる広報	農業委員会事務局	
評価項目29	女性が農業経営に参画する機会の確保及び就業環境整備と人材育成		18 / 21	86%
家族経営協定については、各種会合での周知に加え、個別指導を実施し、令和4年度は2組が協定を締結した。				
女性農業経営士の活動状況調査を行い、現状の把握に努めており、令和4年度は1名の女性農業経営士が認定された。また、認定農業者制度でも16名が認定されている。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
78	農林水産業における男女共同参画の推進	旅費の支援（鹿児島県農業会議等と連携）	農業委員会事務局	
79	家族経営協定の締結	研修会の開催	農政課	
79	家族経営協定の締結	農業委員への啓発	農業委員会事務局	
80	女性農業経営士の推奨	個別に研修案内	農政課	
81	女性の認定農業者の育成	研修案内	農政課	
82	経営管理などについての研修	研修案内	商工観光課	
82	経営管理などについての研修	研修案内	農政課	
評価視点3	女性リーダー等の人材育成にかかわる支援		10 / 12	83%
評価項目30	女性の能力開発及びネットワークの構築とネットワーキングへの支援		10 / 12	83%
起業・創業セミナー等の情報提供をホームページで行い、起業等希望相談者への商工会を通じた相談対応の環境を整えている。				
女性リーダー養成のための各種研修の周知を行った。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
83	職業訓練に関する情報提供	広報紙・HPによる広報	商工観光課	
84	起業希望者への情報提供	広報紙・HPによる広報	商工観光課	
85	女性のエンパワーメントを目的とした学習の充実	出前講座【関係各課】	関係各課	
70	女性リーダーの養成（再掲）	県主催のリーダー研修案内【関係各課】	関係各課	

★今後の方向性・検討事項

雇用の分野における固定的役割分担意識は根強く、特に農林水産業・商工業の分野における女性の登用及び女性の参画拡大の数値が低いため、重点的な取組が必要である。

生産年齢人口の減少が続く中、「女性の所得向上による経済的自立」について持続可能な地域経済の基盤的課題として取り組む必要がある。

【取組内容】

- ・男女共同参画の視点を踏まえた家族経営協定締結の促進
- ・雇用分野への事業所への女性活躍に関する諸制度、国・県の事業等の情報提供

4 男女共同参画による 地域コミュニティづくりの推進			19 / 27	70%
評価視点 1	地域活動での男女共同参画の意識啓発		13 / 18	72%
評価項目31	男女共同参画の視点に立った人々の 安全・安心に係る活動の推進		10 / 12	83%
光ファイバーの世帯カバー率が100%				
在宅福祉アドバイザー（アドバイザー282名、見守り対象者737名）、自主防災リーダー研修会をそれぞれ主管課において実施し、地域内の安全・安心にかかる活動を推進することができた。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
86	地区住民への情報提供	会合、研修等による情報提供	まちづくり 推進課	
87	在宅福祉アドバイザーの育成	地域見守りネットワーク支援事業	長寿介護課	
88	情報通信基盤整備	民設民営（負担金）方式による整備	企画課	
89	男女共同参画の視点に立った自主 防災組織の編成	自主防災組織リーダー研修、防犯灯要望、実績報告提出依頼時の 助言	防災安全課	
評価項目32	「男女共同参画の視点」と「協働」の手法を活用した 地域づくりに関する学習の推進		3 / 6	50%
地区公民館長や集落支援員など地域づくりのキーパーソンに積極的に研修等に参加していただいた。				
「男女共同参画×まちづくり」をテーマとした市民講座を開催した。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
90	地域づくり活動の手法を学ぶセミ ナー	県主催の協働リーダー研修案内等	まちづくり 推進課	
91	行事・イベント等における慣行の 見直し	各行事において確認【関係各課】	関係各課	
評価項目33	地区公民館・自治会等、地域に根ざした組織の地域活動 における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る組織の推進		- / -	-
政策立案がないため、アンケート未実施				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
92	地域の慣習についての実態把握	実態調査の実施	まちづくり 推進課	
評価視点 2	男女共同参画の視点を取り入れた防災活動の促進		6 / 9	67%
評価項目34	地域における生活者の多様な視点を反映した 地域防災における取り組みの推進		6 / 9	67%
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に存する施設について、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の義務化に伴い、対象 の32施設に計画作成や訓練実施を依頼した。（24施設作成済み）				
避難支援が必要な住民に対して、適切にサービスの提供ができるよう、民生委員や自治会長に協力を依頼して登録勧奨を 行っているとともに、要援護者名簿を整備し、警察や消防、自主防災組織とも情報を共有している。				
健康増進課の行う乳幼児健診時に、平時からの防災への備え及び液体ミルクの活用などミニ防災講座を行い防災意識の向上 が図られた。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
93	要援護者台帳の整備	関係機関との連携	防災安全課	
93	要援護者台帳の整備	要援護者台帳の整備	福祉課	
94	男女共同参画の視点に立った地域 防災計画の推進	関係機関との連携、資機材購入補助事業	防災安全課	

★今後の方向性・検討事項

地域コミュニティの運営には、男女共同参画の視点が不可欠であることから、「地域づくり」を男女共同参画市民講座のテーマとして取り上げた。

防災分野での固定的性別役割分担の解消については、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の推進に努める。

また、災害時における女性や高齢者の被害が多いため、防災施策の立案、実施及び情報提供にあたっては、多様な視点を踏まえるよう推進していく。

【取組内容】

- ・男女共同参画に関する理解の促進を図るため、地域コミュニティのリーダーへの学習機会を充実させる。
- ・防災分野への女性参画の検討 ・防災分野への多様な視点の導入検討

5 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶		280 / 309	91%
評価視点 1	暴力を許さない社会の意識づくり		51 / 54 94%
評価項目35	暴力を容認しない意識の醸成		51 / 54 94%
11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間では、市内の3つの図書館でパープルリボン運動のブースを設置して国の啓発ポスター・チラシを掲示、県のリーフレットを置くなどして啓発運動を行った。 中学生を対象とした出前講座でデートDVについて取り上げ、若年層への啓発周知に努めた。 教育現場では人権擁護委員による人権教室を行ったほか、管理職研修では8月を人権同問題啓発強調月間と定め、市内教職員を対象とした市人権教育研修を実施した。			
No.	実施項目	対象事業	担当課
95	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」の広報紙・HPによる周知	まちづくり推進課
96	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」の広報紙・HPによる周知	まちづくり推進課
97	広報紙やリーフレット等広報媒体を活用した啓発の実施	デートDVリーフレットによる啓発	まちづくり推進課
98	啓発用リーフレットの活用	デートDVリーフレット等による啓発	まちづくり推進課
99	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	出前講座等の実施	まちづくり推進課
100	身近な事例を用いた啓発、参加・体験型の啓発の推進	出前講座等の実施	まちづくり推進課
101	地域における学習機会の提供	出前講座等の実施	まちづくり推進課
102	誰もが身近に参加できる講演会や講座の開催	出前講座【関係各課】	関係各課
103	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課
104	各種団体の研修会や講座等の機会を活用した啓発	出前講座等の実施	まちづくり推進課
105	書籍やビデオ等の関連情報の整備・提供	DV関連の書籍やビデオ等の充実	社会教育課
106	『女性に対する暴力をなくす運動』期間（11月）を中心とした広報啓発	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課
107	人権教育の充実	人権教室開設、常設無料人権相談及び特設無料人権相談等の周知（知覧人権擁護委員協議会）	市民生活課
108	「人権週間」の周知	広報紙・懸垂幕等による周知	市民生活課
109	加害予防の観点からの広報啓発のあり方の検討	デートDVリーフレットによる啓発	まちづくり推進課
110	教育現場での人権教育	管理職研修会（年4回）による指導、校内研修会の実施、人権啓発強調月間の推進	学校教育課
111	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーション教育の推進	県主催基礎講座へ旅費支援、連絡会議の開催	まちづくり推進課
112	被害者が自ら配偶者等からの暴力についての知識や気づきを得るための啓発や情報提供	住民講座の開催	まちづくり推進課

評価視点2	配偶者等からの暴力の防止と被害者を支援する基盤づくりの推進	217 / 243	89%
評価項目36	「南九州市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく総合的施策の推進と関係機関、団体等の連携強化	113 / 129	88%
公共施設等のトイレに「悩み相談室」のカードを配置し、相談窓口を広く周知した。 緊急の相談があった場合に、被害者の意向を確認のうえ、警察へ情報提供を行い、被害者保護に向けた連携に取り組めるように南九州市DV防止対策連絡協議会を開催している。 関係各課において、相談があった場合に適切な対応ができるよう研修参加の機会確保に努めた。また県の男女共同参画基礎講座受講者に旅費支援を行い、暴力の根絶に資する人材の育成を行った。			
No.	実施項目	対象事業	担当課
113	暴力未然防止教育の研究及び実践	デートDVリーフレットによる啓発	まちづくり推進課
114	問題解決を暴力に頼らない教育の推進	管理職研修会（年4回）による指導	学校教育課
115	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	デートDVリーフレットによる啓発	まちづくり推進課
116	教育・保健医療関係者、警察、相談機関の職員等を対象とした研修の実施	DV連絡会議の開催	まちづくり推進課
117	支援関係機関・団体の連携強化	DV連絡会議による連携	まちづくり推進課
118	医療機関とその他支援関係機関との連携協力	DV連絡会議の開催	まちづくり推進課
119	医療関係者向けの広報や研修の実施	県から支援マニュアル配布	まちづくり推進課
120	消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応	警察署との連携	消防署
121	警察の緊急通報装置貸出制度	警察署との連携	まちづくり推進課
122	警察等による見回り	警察署との連携	まちづくり推進課
123	暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働きかけ	DV連絡会議の開催	まちづくり推進課
124	配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課
125	医療関係者への通報・通告制度の周知徹底	県から支援マニュアル配布	まちづくり推進課
126	警察との連携・協力	警察署との連携	まちづくり推進課
127	配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者の、配偶者等からの暴力についての知識と対応技術の習得	DV連絡会議の開催	まちづくり推進課
128	民生委員児童委員や人権擁護委員等による早期発見・対応	特設人権相談の開催・研修会・講演会への参加（知覧人権擁護委員協議会）	市民生活課
128	民生委員児童委員や人権擁護委員等による早期発見・対応	研修会参加，自主学習会	福祉課
129	保健・医療機関における早期発見のための相談対応マニュアルの活用	県から支援マニュアル配布	まちづくり推進課
130	医療機関における診療や医療相談、スクリーニング（配偶者等からの暴力に関する問いかけ）を通じた早期発見と積極的な助言や情報提供	県から支援マニュアル配布	まちづくり推進課

131	育児・介護サービスの提供者による早期発見	関係機関との連携	まちづくり推進課
132	学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見	DV連絡会議の開催	まちづくり推進課
132	学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見	研修会参加，自主学習会	福祉課
132	学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見	特別支援連携協議会	学校教育課
133	地域における見守り支援	DV連絡会議の開催	まちづくり推進課
134	外国人，障がい者，高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制づくり	DV被害者支援庁内連絡会議等の開催	まちづくり推進課
135	地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の促進	防犯灯設置補助事業	防災安全課
136	地域づくりや子どもの育成について活動をしているNPO等民間団体との連携協力	関係機関との連携	まちづくり推進課
95	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進（再掲）	「女性に対する暴力をなくす運動」の広報紙・HPによる周知	まちづくり推進課
96	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進（再掲）	「女性に対する暴力をなくす運動」の広報紙・HPによる周知	まちづくり推進課
97	広報紙やリーフレット等広報媒体を活用した啓発の実施（再掲）	デートDVリーフレットによる啓発	まちづくり推進課
98	啓発用リーフレットの活用（再掲）	デートDVリーフレットによる啓発	まちづくり推進課
99	講演会や研修会等の開催による啓発の実施（再掲）	出前講座等の実施	まちづくり推進課
100	身近な事例を用いた啓発，参加・体験型の啓発の推進（再掲）	出前講座等の実施	まちづくり推進課
101	地域における学習機会の提供（再掲）	出前講座等の実施	まちづくり推進課
102	誰もが身近に参加できる講演会や講座の開催（再掲）	出前講座【関係各課】	関係各課
103	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供（再掲）	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課
104	各種団体の研修会や講座等の機会を活用した啓発（再掲）	出前講座等の実施	まちづくり推進課
105	書籍やビデオ等の関連情報の整備・提供（再掲）	DV関連の書籍やビデオ等の充実	社会教育課
106	『女性に対する暴力をなくす運動』期間（11月）を中心とした広報啓発（再掲）	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課
108	「人権週間」の周知（再掲）	広報紙・懸垂幕等による周知	市民生活課
109	加害予防の観点からの広報啓発のあり方の検討（再掲）	デートDVリーフレットによる啓発	まちづくり推進課
111	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーション教育の推進（再掲）	県主催基礎講座へ旅費支援，連絡会議の開催	まちづくり推進課
112	被害者が自ら配偶者等からの暴力についての知識や気づきを得るための啓発や情報提供（再掲）	住民講座の開催	まちづくり推進課

評価項目37	安心して相談できる相談体制の充実		39 / 42	93%
庁内連絡会議等により関係各課で情報共有を行っており、DVの相談があった場合は、当係に連絡が来るよう体制を整えている。				
県主催の相談業務研修会にはまちづくり推進課の担当職員や関係課職員が参加し、DV対応の理解を深めた。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
137	若年層が相談しやすい相談窓口づくりと若年層を配慮した相談窓口の広報の在り方の検討	悩み相談室の開催	まちづくり推進課	
138	安心して相談できる環境の整備	悩み相談室の開催	まちづくり推進課	
139	身近な所で相談できる体制の整備	DV被害者支援庁内連絡会議の開催	まちづくり推進課	
140	外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報提供	県のDV研修への参加	まちづくり推進課	
141	各種相談窓口の被害者への周知	悩み相談室の周知	まちづくり推進課	
142	支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施	DV連絡会議の開催	まちづくり推進課	
143	市担当職員を対象とした研修の実施	DV被害者支援庁内連絡会議の開催	まちづくり推進課	
144	内閣府作成『配偶者からの暴力の被害者対応の手引～二次的被害を与えないために～』の活用	DV被害者支援庁内連絡会議の開催	まちづくり推進課	
145	相談員等支援者のケア	DV被害者支援庁内連絡会議の開催	まちづくり推進課	
146	申出への対応体制の整備	DV被害者支援庁内連絡会議の開催	まちづくり推進課	
147	南九州市男女共同参画相談制度の周知	悩み相談室の周知	まちづくり推進課	
148	対応結果の情報公開	南九州市情報公開条例による対応	まちづくり推進課	
149	通報者の情報（氏名等）の保護の徹底	DV被害者支援庁内連絡会議の開催	まちづくり推進課	
150	支援者の個人情報管理の徹底	関係各課で徹底【関係各課】	まちづくり推進課	
評価項目38	被害者の安全を確保する対応と心身の回復と自立への支援及び家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援		65 / 72	90%
南九州市DV対策連絡会議や庁内連絡会の中で各機関や各課の利用者支援等について共通認識を図った。				
児童虐待関係について、相談等があった場合は、母子生活支援施設、乳児院、児童養護施設等の該当施設の情報提供を行い、必要に応じて措置入所を行っている。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
151	配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化	DV連絡会議の開催	まちづくり推進課	
152	支援関係機関の休日及び時間外における保護に関する連絡体制の整備	DV連絡会議の開催	まちづくり推進課	
153	庁内連絡会議の設置	DV被害者支援庁内連絡会議の開催	まちづくり推進課	
154	被害者の一時避難への支援	一時避難支援事業	まちづくり推進課	
155	子育て短期支援事業による母子の保護	ショートステイ事業	福祉課	
156	身近な避難先の確保	一時避難支援事業	まちづくり推進課	
157	被害者の個人情報を共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり	DV被害者支援庁内連絡会議の開催	まちづくり推進課	
158	教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理	管理職研修会（年4回）による指導、市情報教育担当者研修会、市情報セキュリティポリシー	学校教育課	
159	各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底	DV被害者支援庁内連絡会議の開催	まちづくり推進課	

160	住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用	関係課との連携	市民生活課	
161	個人情報扱う各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解の促進	D V被害者支援庁内連絡会議の開催	まちづくり推進課	
162	各種支援制度の適切な運用	相談者への情報提供	健康増進課	
163	保護命令制度の広報と被害者への利用支援	相談者への情報提供	まちづくり推進課	
164	地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進	D V連絡会議の開催	まちづくり推進課	
165	学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援	研修会参加，自主学習会	福祉課	
166	健康診査・予防接種の弾力的実施	住所地市町村との連携	健康増進課	
167	配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知	D V連絡会議の開催	まちづくり推進課	
168	保健センター等における母子保健事業（乳幼児等の健診，子育て相談など）を通じた早期発見と被害者や子ども，家族への積極的な働きかけ	健診等従事者のスキルアップ個別相談・訪問指導の実施	健康増進課	
169	生活保護等の援護制度の活用	D V被害者連絡会議による相互連携	福祉課	
170	ハローワークにおける職業相談・指導，職業紹介，求人情報の提供	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課	
171	就職のための技能習得等の情報提供	広報紙・HPによる広報	まちづくり推進課	
172	各種保育サービスの情報提供・利用支援	広報紙・HPによる広報	福祉課	
173	公営住宅等への優先入居	D V被害者の南九州市公営住宅及び一般住宅への入居に関する要綱により	都市政策課	
174	自立困難な被害者への対応	広報紙・HPによる広報	福祉課	
評価視点3		性犯罪・ストーカー行為・ハラスメント等への対策及び被害者支援	12 / 12	100%
評価項目39		性犯罪やストーカー被害者への適切な対応	3 / 3	100%
令和4年度は一時保護の案件がなかった。				
性犯罪やストーカー案件のケースについても，DV被害者庁内連絡会議で，情報共有を行っている。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
175	ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申立て制度等の情報提供	相談者への情報提供	まちづくり推進課	
評価項目40		ハラスメント等の防止に向けた啓発や情報提供	9 / 9	100%
令和2年11月に定められた，ハラスメントの防止，排除及び対策に関する規程に基づき，引き続き，職員が相談しやすい環境作りに努めている。				
一般には「悩み相談室」を開設し，一人ひとりの人権を尊重する対応を行っており，セクハラを含む相談機関の周知に取り組んだ。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
176	ハラスメントの防止に向けた広報・啓発の充実	課長会議等での啓発活動	総務課	
176	ハラスメントの防止に向けた広報・啓発の充実	悩み相談室の開催	まちづくり推進課	
177	ハラスメントについての周知	悩み相談室の周知	まちづくり推進課	

★今後の方向性・検討事項

DV被害は潜在化する傾向にあり、「どこ（誰）にも相談していない」DV被害者が存在することを関係職員が念頭に置き、早期認知に努める必要がある。

令和6年4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえた支援体制を検討する。

【取組内容】

- ・悩み相談室を担当課による「男女共同参画電話相談」に発展させ、電話相談の内容に応じて関係機関へ引継ぎを行う、相談員との面談を手配するなど、相談者一人一人の実情に合わせた対応を行う。
- ・関係部署の職員等にも研修への参加を促す。

6 すべての人の生涯を通じた健康支援			62 / 72	86%
評価視点 1	生涯を通じた男女の健康の包括的な支援		41 / 48	85%
評価項目41	男女の身体的違いやニーズを踏まえた心身及びその健康 についての正しい知識の普及と情報提供及び健康づくり支援		24 / 30	80%
多くの人が集まる特定健診やがん検診の場を利用して、市の健康課題や生活習慣病予防等についての健康教育や個別健康相談を実施した。 母子に関しては、母子保健推進員の訪問活動により健診や各相談日等の情報提供を行った。 健診は、休日や早朝、夕方の受付時間を設けたり、女性がんは、事前に予約をさせ、待ち時間の短縮を図ったり、計測は女性スタッフで対応し、誰でも健（検）診を受診しやすい機会を提供した。 食を通じた健康の正しい知識の普及については、食生活改善推進員と連携して行い、各年代・性別に合わせた内容の調理実習や講話等により活動を行った。令和3年度は21回実施。 家族経営協定の締結に当たり、健康管理の項目を設け、定期的な人間ドックの受診等を盛り込んでいる。 統一大会や各種スポーツイベントが中止になり、市民の方々の交流や健康づくりの情報提供及び支援をすることが困難であった。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
178	健康づくりに対する意識の向上	広報紙への健康情報継続掲載、各種保健事業での健康教育	健康増進課	
179	各種相談体制の整備	各種保健事業での健康相談、各センターにおいて定例健康相談、心の健康相談事業（予約制）	健康増進課	
180	各種検診・健診の受診率向上	広報紙・放送による広報	健康増進課	
180	各種検診・健診の受診率向上	受診対象者全員に対する受診勧奨	健康増進課	
181	食生活改善推進事業	地域での自主的な食生活改善推進、母子保健、生活習慣病予防、介護予防事業における食生活改善推進、市から補助金交付	健康増進課	
182	家族経営協定内への健康維持に関する項目の設置助言	認定農業者への研修等の案内・発送、研修会の実施	農政課	
182	家族経営協定内への健康維持に関する項目の設置助言	農業委員への啓発	農業委員会事務局	
183	スポーツ教室の開催	南九州スポーツクラブの運営・周知	保健体育課	
184	生涯スポーツ関連施設の整備	関係機関との連携、体育施設等の機能充実	保健体育課	
185	事業主等への意識の啓発	関係機関との連携	まちづくり推進課	
評価項目42	男女のニーズに応じた健診（検診）の環境整備		6 / 6	100%
引き続き、新型コロナウイルス感染症予防のため、密を避ける工夫として検診時間を細かく設定し、待ち時間の短縮と受診しやすい体制を整えた。また、女性がん検診従事するスタッフも可能な限り女性スタッフが従事した。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
186	健診サービスの充実	集団、個別健診の実施	健康増進課	
186	健診サービスの充実（保健予防係）	集団、個別健診の実施	健康増進課	

評価項目43	男女の生涯を通じた健康づくりのための、運動習慣の定着と指導者の育成		11 / 12	92%
各地域保健センターでそれぞれ4回の保健推進員研修を行った。				
主な活動である受診勧奨や健康情報の普及啓発のための訪問活動については実施することができた。				
まちづくり推進課の専門職員へはオンラインを含む研修の情報提供を行い、職員の資質向上が図られた。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
187	保健推進員の養成	保健推進員研修会開催	健康増進課	
188	食生活改善推進員の養成	食生活改善推進員養成講座	健康増進課	
189	専門職員の資質の向上	専門の職員への研修	まちづくり推進課	
189	専門職員の資質の向上	研修会参加，自主学習会	健康増進課	
評価視点2	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の普及啓発		21 / 24	88%
評価項目44	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ （性と生殖に関する健康と権利）についての概念の普及啓発		6 / 6	100%
市養護教諭研修会等で、性に関する教育・学習機会の充実・男女共同参画の視点に立った意義や知識を高めるための研修が行われるよう適宜指導した。				
中学生に対して「性」をテーマとした出前講座を実施し、若年層へのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発を行うことができた。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
190	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての知識の普及	出前講座等の開催	まちづくり推進課	
191	性に関する教育・学習機会の充実	管理職研修会（年4回）による指導，南九州市人権教育研修会，人権教育の校内研修の実施，人権啓発強調月間の推進，市養護教諭等研修会（年3回）の実施	学校教育課	
評価項目45	妊娠・出産期における健康管理の充実や不妊治療に対する支援の充実		10 / 12	83%
乳幼児のいる全世帯及び妊婦に、地域の母子保健推進員が訪問により健診等の年間予定表の配布及び乳幼児健診の通知を実施している。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
192	母子保健サービスの充実	母子保健事業全般の実施	健康増進課	
193	妊婦健康診査の充実	妊婦健康診査受診票の交付	健康増進課	
194	母子保健推進員の養成	母子保健推進員研修会開催	健康増進課	
185	事業主等への意識の啓発（再掲）	関係機関との連携	まちづくり推進課	
評価項目46	性に関する正しい知識の普及		5 / 6	83%
来庁の際に各種申請や個別相談などの内容に応じた支援制度の案内を行っている。高度な支援が必要な場合は、家庭相談員に引き継ぎ対応している。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
195	教育相談員，スクールソーシャルワーカー等の養成	月1回SSW等ケース会議（研修会を含む）	学校教育課	
196	HIV・エイズ，性感染症対策	広報紙・HPによる広報	健康増進課	

★今後の方向性・検討事項

心身の健康に関しては、疾患を早期発見する健診・検診を中心として実施されているが、今後も継続して、受診者の利便性に配慮しながら受診勧奨等を行っていく。

また、若年期からの健康に対する意識をもつことが、生涯を通じた健康への影響が大きいことから出前講座等を通じた若年層への意識啓発に努める。特にリプロダクティブ・ヘルス/ライツについては、正しい理解を深めるため、関係課と連携した取り組みを行っていく。

行政や地域の行うスポーツ教室などへの参加も生涯を通じた健康支援の観点からも、引き続き推進していく。

【取組内容】

- ・ 検診受診率の向上や地域の健康づくりリーダーの育成など、市民の健康づくりへの取組の促進
- ・ 関係課との連携による教育の充実及び意識啓発
- ・ 市内中学校、高校生徒及び小学校の保護者等を対象とした出前講座
- ・ 性別にかかわらず取り組める楽しむことのできる生涯スポーツの推進

7すべての人が安心して暮らせる 男女共同参画の視点を踏まえた環境の整備			130 / 144	90%
評価視点 1	ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり		9 / 9	100%
評価項目 47	ひとり親家庭等への生活支援及び自立支援		9 / 9	100%
各種申請や個別相談などの内容に応じた支援制度の案内を行い、高度な支援が必要な場合は、家庭相談員に引き継ぎ対応している。				
ひとり親家庭等の支援が必要な家庭が把握された際は、状況確認・相談窓口の紹介を行い、本人の不安が強い際は窓口への同行や関係機関への事前連絡等を行っている。				
管理職研修会等において、ひとり親家庭等の親子が安心して生活できるよう市就学援助制度のさらなる周知の徹底が図られるよう指導した。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
197	男女共同参画の視点を持った窓口対応の推進	相談や申請時	福祉課	
198	相談体制の充実	母子保健事業全般	健康増進課	
199	ひとり親家庭等の支援制度の周知による推進	管理職研修会（年4回）による指導	学校教育課	
評価視点 2	高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり		61 / 66	92%
評価項目 48	高齢者の就業促進の支援		5 / 6	83%
高齢者求人情報を市役所窓口を設置し、ホームページでも情報提供を行っている。				
人材育成のための技能講習会のチラシや市広報紙による周知や、シルバー人材センターによるホームページでの情報提供を実施している。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
200	高齢者の就業に関わる支援	広報紙・HPによる広報	商工観光課	
200	高齢者の就業に関わる支援	毎月の入会希望者説明会、全国シルバー普及啓発促進月間の説明会、シルバー人材センター広報紙やホームページでの普及啓発など	長寿介護課	
評価項目 49	性別にかかわらず個人としてのニーズに配慮した 高齢者の自立に向けた生活支援		16 / 18	89%
シルバー人材センターでは広報紙を製作し、高齢者の生きがいの場（働く場）の情報提供を行っている。				
ひまわりバス利用者へアンケートを実施し、利便性向上等に努めたとともに、高齢者や障害のある方への免除等の施策に取り組んでいる。				
介護予防に関する講演会等を48回、自主グループ活動支援を96回開催し、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと生活できるよう介護予防を目的とした通いの場（サロンや貯筋運動自主グループなど）への支援・立ち上げを行うことができた。				
高齢障がい者等の見守り活動を実施、報告を毎月することで、包括支援センターと中心とした市の支援強化を図ることができた。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
201	高齢者の生きがい・自立に向けた支援	啓発チラシ等の窓口掲示HPでの情報提供	商工観光課	
201	高齢者の生きがい・自立に向けた支援	毎月の入会希望者説明会、全国シルバー普及啓発促進月間の説明会、シルバー人材センター広報紙やホームページでの普及啓発など	長寿介護課	
202	コミュニティバスの利用促進	ひまわりバス	企画課	
203	高齢者サロンの整備	各地域サロンへの健康教育・新規立ち上げ時の支援、介護予防サポーターの養成	長寿介護課	
204	消費生活についての啓発・教育	行政無線や広報紙による啓発出前講座の開催	商工観光課	

87	在宅福祉アドバイザーの育成（再掲）	地域見守りネットワーク支援事業	長寿介護課	
評価項目50		男女の身体的特徴や性別によるニーズに配慮した介護に係る取り組み等、人権を尊重する介護の質の向上の促進	20 / 21	95%
民生委員に早期発見や見守りなどを協力依頼。また、地域ケア会議にて事例報告を行うことで、事例を通して協力体制の構築を図った。 虐待事例への対応については、関係機関と連携を図り、ケア会議を開催し、チームとして対応にあたった。 令和4年度中に南九州市で発生した5事例について、個別事例を通じて受容共感的な対応を取り、虐待者や被虐待者のフォローを実施した。 令和4年度は841件の総合相談があり、ケースに応じて病院や介護保険事業所、民生委員など、多様な相談機関との連携や、協働による対応を随時行い情報共有を図った。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
205	多様な介護サービスの提供	介護申請手段の対応	長寿介護課	
206	家族介護に対する支援	南九州市在宅高齢者介護慰労金支給、南九州市在宅ねたきり高齢者等介護用品支給、南九州市家族介護用品支給事業	長寿介護課	
207	高齢者虐待への対応	窓口での相談や家庭を訪問しての対応、地域ケア会議関係等での関係機関を交えての検討	長寿介護課	
208	包括的・継続的ケアマネジメント事業	主任介護支援専門員による介護支援専門員への後方支援（支援困難事例の対応等）や介護支援専門員の資質の向上の為の研修会開催関係機関とのネットワーク構築	長寿介護課	
209	介護支援専門員等への研修	在宅医療・介護連携推進事業及び介護支援専門員に関する研修	長寿介護課	
48	家族介護者のつどい事業（再掲）	認知症カフェ	長寿介護課	
49	介護に関する相談の実施（再掲）	総合相談窓口として相談に対応	長寿介護課	
評価項目51		障がいのある人の性別によるニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備	20 / 21	95%
ハローワークからの求人情報を市のHPや市役所窓口で周知している。 アグリランドえい遊戯設置事業、知覧平和公園歩道整備事業、牧之内団地公営住宅新築工事、川辺小学校既存施設バリアフリー化工事に実施に際し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮し、障害や性別に関わらずわかりやすいピクトサイン（室名札等）を設置するように配慮した。 障害者雇用に関して、各庁舎窓口には各種パンフレットを置きポスター等掲示を行っている。また、自立支援協議会の就労・生活支援部会で情報共有を図っている。 なんさつ障害者就業・生活支援センターが役割を担っており、定例会や就労・生活支援部会等で連絡調整や情報共有している。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
210	障がい者への雇用・自立に関わる情報提供	啓発チラシ等の窓口掲示HPでの情報提供	商工観光課	
210	障がい者への雇用・自立に関わる情報提供	啓発チラシ等の窓口掲示、HPでの情報提供	福祉課	
211	鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の周知・啓発	福祉課障害福祉係及び福祉係にてポスター掲示・手帳取得時のしおりにて周知	福祉課	
212	バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設・道路整備	公園整備事業	都市政策課	

212	バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設・道路整備	主管課の要望（予算含む）の範囲内での整備実施	都市政策課	
213	障がい者の就業に関わる支援	障害者就業に関する啓発	商工観光課	
213	障がい者の就業に関わる支援	障害者就業に関する啓発	福祉課	
評価視点3		貧困等の生活上の困難に直面する若者等の自立に向けた支援	37 / 39	95%
評価項目52		困難な状況にある若者等の自立に向けた切れ目の無い支援と若者の自立に向けた力を高める取組の推進	37 / 39	95%
子育て世代については、市子育て支援センターが発行する機関誌で情報の提供を行い、育児相談等についても戸別訪問を行う等、より地域に根付いた取組を行っている。				
まちづくり推進課では子育て世代が会議やイベントで多く参画できるよう、託児スタッフ雇用（保育士等）の予算を確保した。				
また、毎月実施している悩み相談室では相談内容を限定せず相談を受けている。				
若者支援の視点では、母子手帳交付時に経済面・就労状況の確認を行い、必要に応じ福祉事務所・福祉課・子育て支援センター等関係機関と協働し家族を支える体制を構築している。				
奨学金新規採用者募集について、市のホームページと広報紙へ情報を掲載し、市民全体に周知した。貸与中の奨学生は12名となった。（女子4名、男子8名）				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
214	子育て支援に関する情報提供の在り方の検討	広報紙・HPによる広報	福祉課	
215	多様な保育サービスの提供	広報紙・HPによる広報	福祉課	
216	講座・イベント等における一時保育の実施	各講座で実施 【関係各課】	関係各課	
217	育児相談の実施	悩み相談室の開催	まちづくり推進課	
217	育児相談の実施	広報紙・HPによる広報	福祉課	
217	育児相談の実施	健診等母子保健事業における個別相談・定例、随時育児相談	健康増進課	
218	保育サポーターの養成	広報紙・HPによる広報	福祉課	
219	地域子育て支援センター事業	広報紙・HPによる広報	福祉課	
220	放課後子ども教室	活動の場の提供・活動の支援	社会教育課	
221	こども医療費助成事業	こども医療費助成事業	福祉課	
222	子育てに係る経済的負担の軽減	広報紙・HPによる広報	福祉課	
222	子育てに係る経済的負担の軽減	奨学金貸与	教育総務課	
223	学童保育の充実	広報紙・HPによる広報	福祉課	
評価視点4		多文化共生社会の視点に立った男女共同参画の推進 （南九州市多文化共生推進プラン）	10 / 15	67%
評価項目53		多文化共生の視野を育てる国際交流の推進	9 / 9	100%
国際交流イベントや外国料理講座などを行い、国際理解を高めることができた。				
ALTやAEAに対して自国の文化紹介や自身の国際体験に基づく講話を取り入れるよう指導した。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
224	国際交流の推進	国際交流協会の活動支援	まちづくり推進課	
225	国際理解教育の推進	ALTなどを通じた国際理解教育の推進	学校教育課	

226	民間団体等のネットワークの構築	国際交流協会との連携	まちづくり 推進課	
評価項目54		地域に暮らす外国人が生活しやすい環境づくりの推進		1 / 6 17%
ホームページは5言語に翻訳できるシステムが導入されているが、行政書類その他はまだ多言語化されておらず十分な配慮がなされているとは言えない。				
また、外国人専用窓口は設置されていない。				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
227	外国人が理解し易い言語表記の推進	多言語促進に関する整備	まちづくり 推進課	
228	外国人が住みやすい地域づくりの推進	生活相談窓口の設置、緊急時におけるコミュニケーション支援 【関係各課】	関係各課	
評価視点5		多様なライフスタイルに対応した子育てや介護支援の充実		13 / 15 87%
評価項目55		地域社会全体で子育てや介護等を支える取組の促進		13 / 15 87%
特別活動で将来を見通したキャリア教育、家庭科の中で多様なライフスタイルや子育てについて学習を行った。				
認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を支援するサポーターを養成することを目的に認知症サポーター養成講座等を実施している。幅広い世代を対象に実施した。				
認知症サポーター養成講座 延48人参加、認知症ステップアップ講座 延27人参加				
No.	実施項目	対象事業	担当課	
229	高齢期を見据えた若年期からの教育・学習の充実	管理職研修会（年8回）による指導南九州市人権教育研修会人権教育の校内研修の実施人権啓発強調月間の推進	学校教育課	
230	多様な立場にある人が参加しやすい子育てや介護に関わる講座・研修等の実施	広報紙・HPによる広報	福祉課	
230	多様な立場にある人が参加しやすい子育てや介護に関わる講座・研修等の実施	各種乳幼児関連教室・相談会	健康増進課	
230	多様な立場にある人が参加しやすい子育てや介護に関わる講座・研修等の実施	認知症サポーター養成講座	長寿介護課	
231	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の推進	広報紙・HPによる広報	福祉課	

★今後の方向性・検討事項

家族形態・生活形態に対しては年々多様化複雑化しており、それぞれに応じた対応が必要となっている。 また、コロナ禍による生活上の課題や困難が顕在化している。 本市在住の外国人は年々増加しており、多文化共生に関する取組を進めていく必要がある。 【取組内容】 ・様々な状況にある市民へ適切な支援を実施できるよう男女共同参画の視点を取り入れた業務の充実と業務担当者への研修 ・多文化交流・理解イベントの実施 ・多文化共生関連のニーズの把握
--

【参考】関係例規

○南九州市男女共同参画推進条例

平成19年12月 1 日 条例第23号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 性別による権利侵害の禁止等（第8条・第9条）

第3章 基本的施策等（第10条―第13条）

第4章 南九州市男女共同参画審議会（第14条・第15条）

第5章 南九州市男女共同参画相談機関（第16条―第18条）

第6章 補則（第19条）

附則

すべての人は、生まれながらにして平等かつ自由であり、個人として尊重される存在である。しかしながら、今もなお、性別による不平等は存在している。すべての人が性別にかかわらず、その人権が尊重され、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野で平等に参画し、個性と能力を十分に発揮することができる社会、すなわち男女共同参画社会の実現は、すべての人が幸せに生きるための重要な課題である。

ここに、南九州市は、男女共同参画社会の実現を目指し、市、住民及び事業者等が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、住民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 性別にかかわらずすべての人が社会の平等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを

いう。

- (3) 住民 住民登録の有無にかかわらず、市に住む人、市で活動する人又は市に滞在する人をいう。
- (4) 事業者等 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業や活動を行う団体及び個人をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、性別にかかわらずすべての人の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、すべての人の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行がすべての人の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、すべての人が互いの性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、個人の意思が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成するすべての人が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、すべての人が社会の平等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策と位置付け、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、住民、事業者等、国及び他の地方公共団体と連携を図るものとする。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業や活動を行うに当たっては基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(取り組むべきこと)

第7条 市、住民及び事業者等は、次に掲げる事項に取り組むべきこととし、男女共同参画社会の実現に努めるものとする。

(1) 家庭において取り組むべきこと。

ア 性別にかかわらず家族それぞれの個性を重視し、性別による固定的な役割分担の解消に努めること。

イ 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、かつ、それを認め合うとともに支え合うこと。

(2) 地域において取り組むべきこと。

ア 地域におけるあらゆる活動において、性別により差別的に取り扱われる制度又は慣行を廃止するよう取り組むこと。

イ 地域におけるあらゆる活動において、住民が性別にかかわらず、平等に参画する機会が確保されるよう取り組むこと。

(3) 職域において取り組むべきこと。

ア 募集、採用、配置、昇進その他雇用に関するあらゆる場面並びに市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定の場面において、性別による固定的な役割分業意識に基づく慣行を改め、性別を理由とする差別的取扱いを解消するよう取り組むこと。

イ 住民が性別にかかわらず、家庭生活と職業生活を両立できるよう、就業規則の整備に取り組むこと。

(4) 学校その他のあらゆる教育において取り組むべきこと。

ア 性別による偏見又は偏向を助長する慣行を改め、性別にかかわらず個性や能力を伸ばす学校教育、乳幼児教育及び家庭教育に取り組むこと。

イ 男女共同参画社会について、住民の学習の機会が増進されるよう取り組むこと。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 市、住民及び事業者等は、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる性別による権利侵害の行為（以下「侵害行為」という。）を

してはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い。
- (2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する暴力行為（精神的苦痛を著しく与える行為を含む。）
- (3) セクシュアル・ハラスメント

（情報に関する留意）

第9条 市、住民及び事業者等は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は侵害行為が助長される表現及び過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

第3章 基本的施策等

（計画の策定）

第10条 市長は、第4条の規定に基づき、男女共同参画を推進する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、計画を策定するに当たっては住民の意見を聴くとともに、第14条に規定する南九州市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 計画の変更については、前2項の規定を準用する。

（年次報告）

第11条 市長は、毎年、計画に基づいた施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

（調査及び研究）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査及び研究を行うものとする。

（事業者等への助言及び表彰）

第13条 市長は、事業者等に対し、男女共同参画の状況について報告を求め、当該報告に対し助言をし、及びその内容を公表することができる。

- 2 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に実施している事業者等の表彰を行い、公表することができる。

第4章 南九州市男女共同参画審議会

（設置）

第14条 男女共同参画の推進に資するため、南九州市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、第10条第2項及び第18条第1項の規定による諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査し、審議する。

（守秘義務）

第15条 審議会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 南九州市男女共同参画相談機関

(設置)

第16条 市が実施する男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策若しくは行為についての申出（以下「申出」という。）又は侵害行為に対応するため、市に南九州市男女共同参画相談機関（以下「相談機関」という。）を置く。

2 相談機関は、申出への対応、侵害行為の防止及び被害者の救済のため相談業務を行い、必要に応じてその内容を調査することができる。

3 相談機関は、前項の調査により必要があると認めるときは、適切な保護措置を講じ、その結果を市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第17条 相談機関に所属する者については、第15条の規定を準用する。

(申出又は侵害行為への対応)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、申出又は侵害行為への対応に当たり、審議会に諮問し、意見を聴くことができる。

2 市長は、申出への対応に当たっては報告書を作成し、その概要を公表するものとする。

3 市長は、侵害行為への対応に当たっては是正等の措置を講ずるよう当該関係者に要請し、勧告し、又は関係機関に引き継ぐことができる。

第6章 補則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年12月1日から施行する。

○南九州市男女共同参画推進条例施行規則

平成19年12月 1 日

規則第26号

改正 平成26年 9 月11日規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、南九州市男女共同参画推進条例（平成19年南九州市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(男女共同参画の状況報告)

第2条 条例第13条第1項に規定する報告は、男女共同参画の状況報告書（別記様式。以下「報告書」という。）により行う。

(事業者等の表彰)

第3条 市長は、条例第13条第2項の規定により、事業者等の表彰を行う際は、前条で規定する男女共同参画の状況報告書の内容等を勘案するものとする。

(審議会の組織)

第4条 条例第14条第1項に規定する審議会（以下「審議会」という。）は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、非常勤とし、優れた識見を有する者、各種団体の代表者等及び住民のうちから市長が委嘱する。この場合において、委員の男女の数は同数となるよう努めなければならない。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

5 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会長が必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 第1項の規定にかかわらず、第1回目の会議は、市長が招集する。

(専門部会)

第6条 審議会は、専門の事項を調査するために必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(相談機関の組織)

第8条 条例第16条第1項に規定する相談機関は、次に掲げる者によって構成する。

- (1) まちづくり推進課長 (2) 総務課長 (3) 市民生活課長 (4) 福祉課長
- (5) 福祉事務所長 (6) 教育総務課長 (7) 相談員 (8) 事務職員

(職務)

第9条 相談機関を組織する者の職務は、次に定めるところによる。

- (1) まちづくり推進課長は、相談員が行う職務を管理するとともに、それぞれの業務執行について総括責任を負う。
- (2) 前条第2号から第6号までに掲げる者は、まちづくり推進課長を補佐し、必要があると判断した場合には、関係機関との連携に努めるものとする。
- (3) 相談員は、申出及び侵害行為の事実関係を聴取し、必要があると判断した場合には、まちづくり推進課長を通して、適切な措置を採るよう促すことができる。
- (4) 事務職員は、まちづくり推進課職員を充て、相談員を補佐し、相談機関全般の庶務を行う。

(相談員)

第10条 相談員は、非常勤とし、市長が任命する。

2 相談員の任期は、1年とする。

(研修)

第11条 市は、相談機関に所属する者に対し、定期的に研修の機会を与えるものとする。

(保護措置)

第12条 条例第16条第3項の規定により、市は、侵害行為を受けた被害者保護のために、必要に応じて一時避難施設を確保するものとする。

- 2 一時避難施設の利用は、被害者本人の意思を最優先して決定しなければならない。
- 3 市長は、偽りその他不正の手段により、一時避難施設を利用した者に対して保護に要した費用の返還を求めることができる。
- 4 一時避難施設の所在地は、これを秘密とする。
- 5 一時避難施設を利用できる期間は、原則として5日以内とする。

附 則

この規則は、平成19年12月1日から施行する。